

## (2) 文化財等の保存・活用に向けた方策

文化財等の保存・活用の基本方針を実現していくための方策を以下のように設定する。

### 「地域の財(たから)」の適切な保存に向けた方策

#### ① 文化財等の保存の推進

##### ア. 「十日町市指定文化財」の積極的な指定

- ・文化財等を、確実に保存していくために、文化財保護法や条例に基づく「指定・登録等」による保存を推進する。
- ・より多くの十日町市の歴史や文化に関わる文化財等を保存し、後世に継承していくために、十日町市独自の指定制度である「十日町市指定地域文化財」の指定数増加に向けた取組を検討する。

##### イ. 民俗芸能・風俗慣習の保存・継承

- ・市民や来訪者が民俗芸能・風俗慣習に触れる機会を増やして、保存継承のための理解を促進する。
- ・民俗芸能・風俗慣習に関する学習機会を設け、次世代の継承者を育成する。
- ・十日町市文化協会連合会等とも連携しながら、市内の保存団体への活動支援を行う。

##### ウ. 防災対策の推進

- ・十日町市の地理的特性を考慮し、豪雪、洪水、土砂災害等の自然災害から文化財等を守っていくために、文化財等の現状の把握に努めるとともに、地元消防団や近隣住民等の文化財の防災意識向上を図り、防災訓練の実施等、必要な防災対策を推進していく。

##### エ. 文化財等の収集と収蔵施設の整備

- ・寄贈資料の受け入れ基準及び資料収集の方針を設定し、市民等からの資料の寄贈を推進して、歴史資料の適切な保存に向けた収集を進める。
- ・発掘調査の出土品や収集した歴史資料の適切な保存に必要な収蔵施設の整備を進める。

##### オ. 文化財等の保存に必要な財源の確保

- ・文化財等の保存に必要な維持管理や整備を実施するために、文化財保護を目的としたふるさと納税の応援メニューへの支援を募るほか、クラウドファンディングなど財源確保の方法について検討する。

#### ② 調査・研究の継続

##### ア. 調査・研究の継続と情報の蓄積

- ・継続した文化財調査を計画・実施し、十日町市の文化財等の情報の充実を図り、データベースとして調査で得られた情報を蓄積する。

##### イ. 調査・研究体制の整備

- ・調査・研究を継続して実施していくために、調査・研究組織の整備や既存組織の充実、支援に向けた体制づくりを行っていく。

### ③ 保存整備と技術者・資材確保の推進

#### ア. 計画的な保存・活用の実施

- ・文化財等を、確実に保存し効果的な活用を図るために、各文化財の特性に合わせ、計画的な保存管理、活用を実施していく。

#### イ. 保存技術の継承と資材確保

- ・現存する文化財等を確実に保存するため、保存修理の技術者の確保及び育成の仕組みや、資材調達の方法について検討する。
- ・文化財等を維持していくために必要な、技術者や資材に関する情報を所有者に提供して支援する。

## 「地域の財(たから)」の普及啓発に向けた方策

### ④ 博物館・資料館を通じた文化財等の活用

#### ア. 博物館・資料館と文化財等を関連付けた活用

- ・博物館・資料館の展示において市域に広く分布する文化財等を積極的に紹介するなど、博物館・資料館と文化財等を関連付けた活用を図る。

#### イ. 博物館・資料館間の連携強化

- ・市内の博物館や資料館それぞれの特徴に応じた、文化財の保存・活用における役割について検討する。
- ・市内の博物館・資料館相互の情報交換、展示や活動の協力等について検討し、市の施設間での連携した活用を図る。

### ⑤ 学校教育・社会教育との連携

#### ア. 文化財等を活用した学校教育・生涯学習の充実

- ・学校教育や生涯学習等の様々な場面において文化財等を活用し、市民と文化財等との接点を積極的に増やし、地域の歴史文化に関する学習機会を増やす。

#### イ. 他の教育機関との連携体制の強化

- ・公民館、十日町情報館（図書館）等の機能を生かしながら、市民が地域の歴史や文化を学ぶことのできる入門的な講座を連携して開催するなど、裾野を広げる取組を行う。

### ⑥ 一般公開の推進

#### ア. 文化財等に関する情報発信の推進

- ・より多くの人々に十日町市の歴史文化を知り、理解して魅力を感じてもらうために、十日町市の文化財等に関する情報提供を行う。
- ・市民や観光客が市域の文化財を巡ることができるように、ルートの設定やマップ等による所在地やアクセス情報の提供を行う。

#### イ. 適切な公開の推進

- ・所有者との調整を図りながら、文化財等の一般公開を推進する。特に未公開であった文化財等

についても、確実な保存のための措置を行いながら、公開を推進する。

- ・公開にあたっては、市民のみならず、国内外からの来訪者に向けた情報発信の充実を図る。

#### ウ. 公開に向けた民間との連携強化

- ・公開活用にあたっては、文化財等の価値や特性を生かしながら、広く関係団体・企業などの民間と連携・協働し、より魅力的・効果的な企画・運営等を進めていく。

### ⑦ 関連文化財群の保存・活用の推進

- ・本構想で設定した「関連文化財群」について、各物語を伝える上で必要不可欠な文化財等の確実な保存を図り、十日町市の歴史文化を分かりやすく伝えていくための活用を図る。

→P74 に関連文化財群の保存・活用方針を整理

### ⑧ 地域の文化財等の保存・活用の拠点整備の推進（歴史文化保存活用区域の設定）

- ・多様な歴史や文化が培われている地域の文化財等の確実な保存を図り、地域固有の歴史文化を分かりやすく伝えていくための地域の文化財等の保存・活用の拠点となる場所を「歴史文化保存活用区域」として設定する。

→P75 に歴史文化保存活用区域の考え方、設定、保存・活用方針を整理

## 「地域の財(たから)」の地域社会の中での保存・活用に向けた方策

### ⑨ 地域社会と行政の連携・協働に向けた体制づくりの推進

- ・市民が自分達の生活に密接に関わる地域の文化財等の保存・活用をしていくために、地域社会と行政が連携していくための体制を構築して、市民や市民団体、企業等と協働で保存・活用を進めしていくための仕組みづくりを推進していく。

→P87 に保存・活用の体制整備を整理

### 3. 関連文化財群の保存・活用

#### (1) 関連文化財群の保存・活用の考え方

関連文化財群は、種別の異なる文化財や未指定の文化財等も含め、一連の文脈の下に一体として文化財群の価値をもつことに重要な意味がある。関連文化財群として保存・活用を図ることは、個々の文化財だけでは捉えにくい市民の生活に身近な存在である文化財等を認識することにつながり、十日町市の歴史文化の価値を将来に渡り継承し、魅力的かつ分かりやすく伝えることができる。

そのため、本構想で設定した「関連文化財群」について、各物語を伝える上で必要不可欠な文化財等の確実な保存を図り、十日町市の歴史文化を分かりやすく伝えていくための活用を図る。

#### (2) 関連文化財群の保存・活用方針

関連文化財群の保存・活用の方針を以下のように設定する。

##### ① 関連文化財群を構成する文化財等の保存

###### ア. 関連文化財群を構成する文化財等の確実な保存

- ・関連文化財群を構成する文化財等を、確実に保存し効果的な活用を図るため、未指定のものについては、「十日町市指定地域文化財」等の文化財に指定することを検討する。
- ・関連文化財群を構成する一連の文化財を群として指定できるように、「十日町市指定地域文化財」の指定条件等の見直しについて検討する。

##### ② 関連文化財群に関する調査・研究

###### ア. 新たな関連文化財群の構築に向けた調査・研究の継続

- ・十日町市の歴史文化の特徴と文化財の価値を分かりやすく伝える関連文化財群の物語をより充実したものとするために、地域に点在する歴史や文化に関する未調査のものについて、市民や市民団体と協働で更なる調査・研究を推進する。

##### ③ 関連文化財群に関連する文化財等の普及啓発と公開活用

###### ア. 学校教育や生涯学習への関連文化財群の活用

- ・十日町市の歴史文化の普及・周知を図るため、学校教育・生涯学習等との連携を図りながら、関連文化財群の物語を活用した歴史教育・学習プログラムの立案や教材の製作を進める。

###### イ. 関連文化財群を巡るルート等の設定

- ・関連文化財群の物語や構成する文化財等を解説するパンフレットの作成やルート設定を行い、市内を巡りながら十日町市の歴史文化への理解を深めてもらう。

## 4. 歴史文化保存活用区域

### (1) 歴史文化保存活用区域の考え方

#### ① 歴史文化保存活用区域設定の目的

多様な歴史や文化が培われている地域の文化財等の確実な保存を図り、地域固有の歴史文化を分かりやすく伝えていくための地域の文化財等の保存・活用の拠点となる場所を「歴史文化保存活用区域」として設定する。

＜歴史文化保存活用区域設定の目的＞

- 文化財単体では成しえない、区域内の文化財相互の有機的な繋がりを体験・体感できるように歴史文化の保存や活用を推進する。
- 市民にとっては、自分達がくらす地域の歴史文化に関心を持ち、誇りに感じ、守り伝えていく大切なものとして理解し、文化財保護の意識を醸成する。
- 十日町市を訪れる人々にとっては、地域の歴史文化を伝え、地域を巡ってもらうきっかけとなる（十日町市博物館から保存活用区域に向かい、市域を巡っていただく）。

#### ② 歴史文化保存活用区域設定のための視点

区域の設定は、十日町市が地域単位で固有の歴史文化を有する点を考慮して、以下の視点を踏まえて設定する。

なお、本構想の中で設定する区域は、先行して地域の文化財等の保存・活用の拠点整備を推進する区域として設定するものであり、構想策定後の調査・研究の進展や地域のまちづくりの進行状況に合わせて区域の追加を検討していく。

＜歴史文化保存活用区域設定のための視点＞

- ・十日町市及び地域（十日町、川西、中里、松代、松之山の5地域）の歴史文化の特徴を顕著に表す重要な文化財が存在する区域
- ・文化財が集積している区域（図3-1 参照）
- ・利便性が高い区域（交通機関、文化・観光・便益等の施設が存在する区域）や、歴史文化に関わるまちづくりが計画されている区域（図3-2 参照）

## ■文化財が集積している区域

文化財は市の全域に分布しているが、国や県指定・登録文化財を中心とした文化財の分布状況は、以下の区域に特徴がみられる。

- ・十日町地域は、十日町駅周辺から北側の大井田城跡までの一帯
- ・川西地域は、星名家住宅を中心とした一帯
- ・中里地域は、田代の七ツ釜と清津峡の一帯
- ・松代地域は、まつだい駅から松栄神社までの一帯
- ・松之山地域は、松之山温泉の周辺一帯

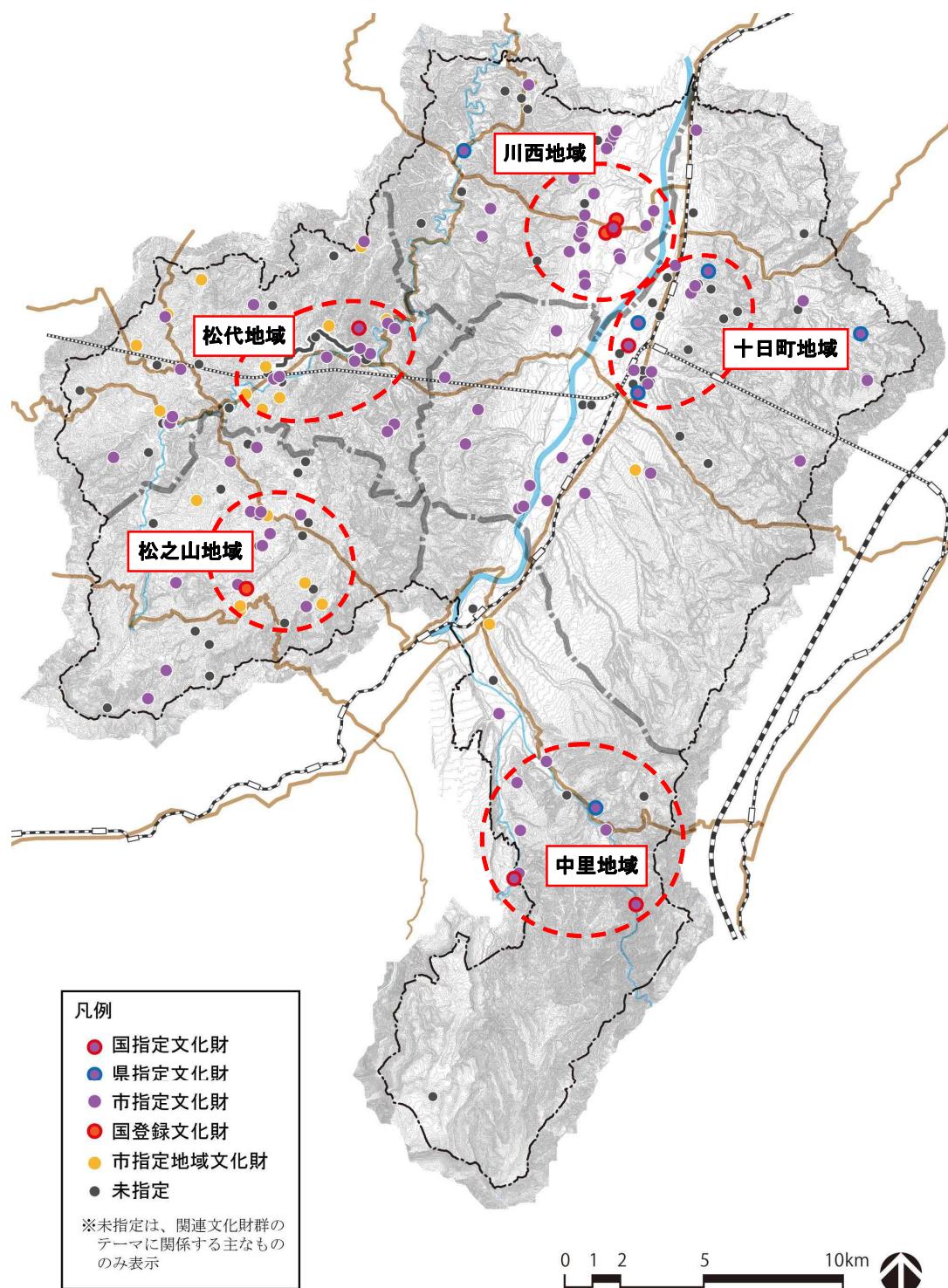


図 3-1：文化財分布図

## ■利便性が高い区域

文化・観光等の施設の分布状況は以下のようになっている。

- ・十日町駅周辺から北側の笹山遺跡までの一帯に文化施設（博物館、美術館等）や観光施設（観光案内所、道の駅）が集積
- ・まつだい駅周辺に文化施設（資料館）や観光施設（観光案内所、道の駅）が集積
- ・松之山地域に文化施設（資料館等）が集積

歴史文化に関するまちづくりの視点では、十日町市都市計画マスタープランで設定されている「歴史景観ゾーン」が、十日町地域（笹山遺跡）と松代地域（古道松之山街道）にある。

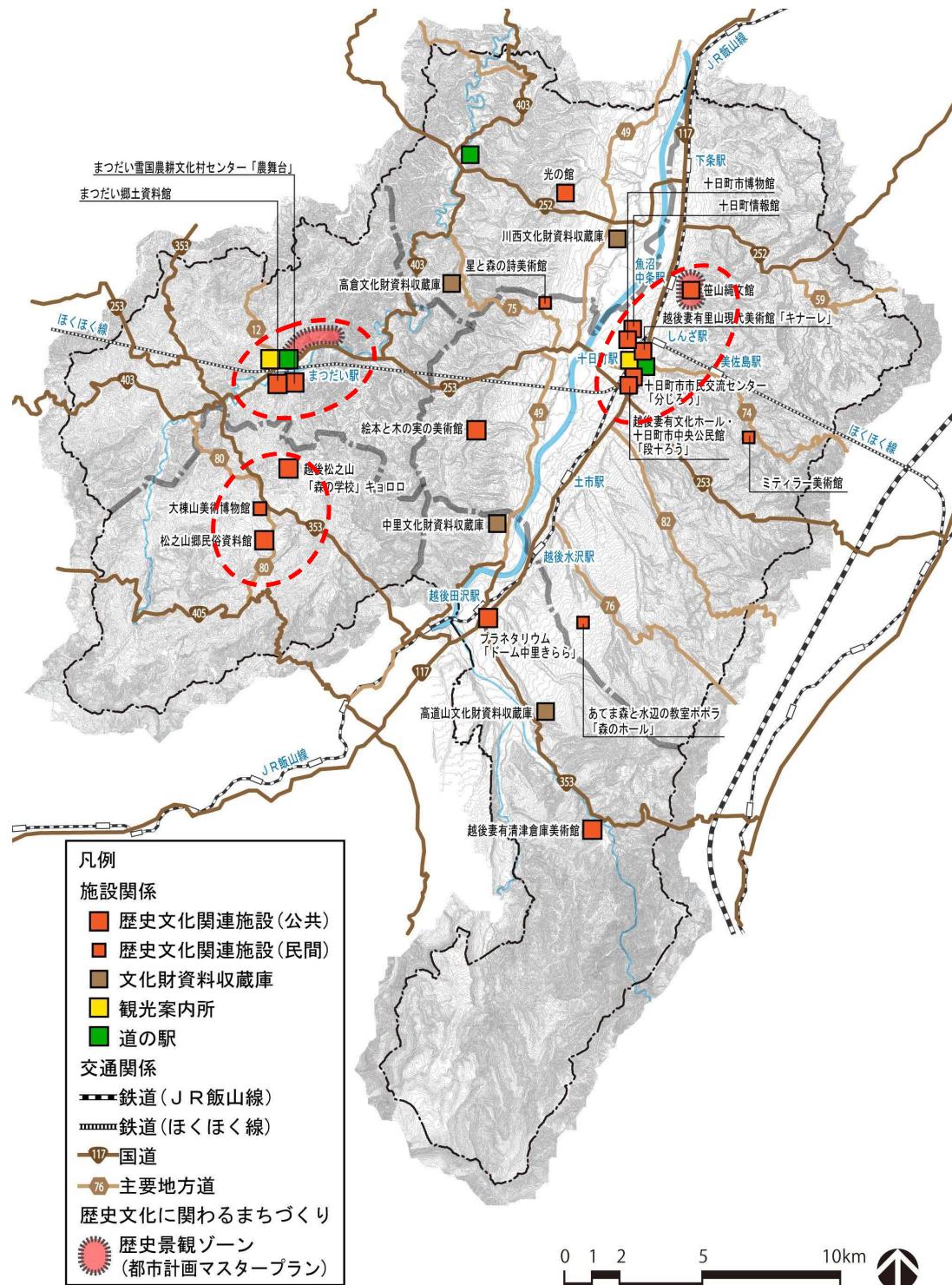


図 3-2：交通機関、文化・観光・便益等の施設分布図

## (2) 歴史文化保存活用区域の設定

歴史文化保存活用区域の考え方を踏まえ、歴史文化保存活用区域を以下のように設定する。

表 3-1 : 歴史文化保存活用区域

区域		概要
ア	笹山遺跡及び 大井田城跡 周辺区域	<p>「笹山遺跡【市指定史跡】」と「大井田城跡【県指定史跡】」を中心に南方に広がる区域で、原始及び中世の十日町市の歴史に関連する文化財が集積している。</p> <p>本区域内には、JR飯山線・北越急行十日町駅及びJR飯山線魚沼中条駅や国道117号があり、アクセス性が高い。また、笹山遺跡には、縄文時代の堅穴住居2棟を復元した縄文広場や笹山縄文館が設置されているほか、大井田城跡も公開のための案内・解説板やトイレが設置されている。</p>
イ	星名家住宅及び 長徳寺 周辺区域	<p>「星名家住宅【国指定重要文化財】」と長徳寺を中心に、北西の「節黒城跡【市指定史跡】」に広がる区域で、近世から近代の十日町市の雪国の生活様式を伝える建築物や中世の山城跡、板碑等の文化財が集積している。</p> <p>本区域は、国道252号と県道49号線の上野交差点を中心とした区域であり、アクセス性が高い。特に星名家住宅は一般公開していないが、交差点に隣接しており景観上重要な存在となっている。節黒城跡には駐車場や展望台が整備されている。</p>
ウ	田代の七ツ釜及び 清津峡 周辺区域	<p>「田代の七ツ釜【国指定名勝・天然記念物】」と「清津峡【国指定名勝・天然記念物】」を中心に清津川・釜川下流の北方に広がる区域で、区域内には、十日町市の豊かな自然環境を示す天然記念物や名勝関係の文化財が集積している。</p> <p>本区域は、十日町市の南側の山間地に位置するが、区域内を通る国道353号からのアクセスが可能である。両峡谷には駐車場が整備されており、清津峡には峡谷を鑑賞するための清津峡渓谷トンネルが整備され、施設内ではパネルによる解説等も実施されている。</p>
エ	松苧神社及び 古道松之山街道 周辺区域	<p>「松苧神社【本殿が国指定重要文化財】」と古道松之山街道を中心とした区域で、中世から近世にかけての十日町市の歴史に関連する文化財が山中、山麓、街道沿いに集積している。</p> <p>本区域には、北越急行まつだい駅や国道253号があり、アクセス性が高い。区域内にある「旧室岡家住宅【市指定有形文化財】」はまつだい郷土資料館として一般公開され、松苧神社や地域の歴史と文化を紹介している。</p>
オ	旧村山家主屋・表門及び松之山温泉 周辺区域	<p>「旧村山家主屋・表門【市指定有形文化財】」から南方の松之山温泉を中心とした区域で、区域内には、松之山地域特有の歴史や伝統を伝える文化財が集積している。</p> <p>本区域は、国道353号の沿線に立地しており、アクセス性が高い。区域内に移築された古民家を活用して地域の歴史や文化を紹介している松之山郷民俗資料館のほか、旧村山家の建造物は大槻山美術博物館として一般公開されている。</p>

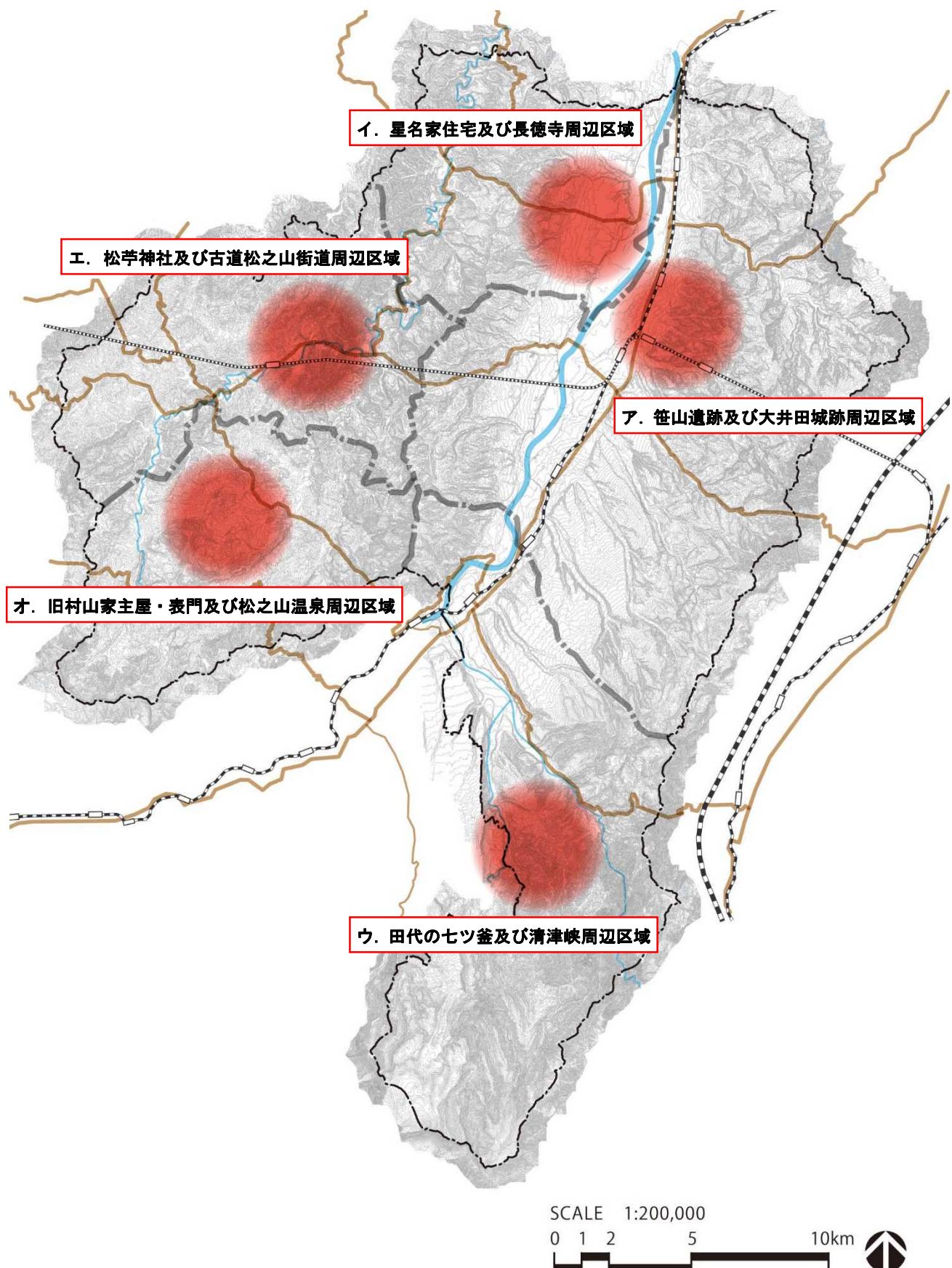


図 3-3 : 歴史文化保存活用区域位置図

## ア. 笹山遺跡及び大井田城跡周辺区域

笹山遺跡と大井田城跡を中心に南方に広がる区域。

両史跡を中心に、南側の神宮寺や来迎寺までを含めた一帯を範囲として考える。

本区域は、縄文時代の集落跡と中世の武士の居館跡と考えられる遺跡が重層する笹山遺跡と、「大井田十八城」と呼ばれる城跡群の中核となる大井田城跡があり、原始及び中世の歴史を伝える場所である。区域内には、「笹山遺跡【市指定史跡】」と「大井田城跡【県指定史跡】」のほか、県や市の指定文化財を多く所有する「神宮寺【観音堂・山門が県指定有形文化財】」や来迎寺が立地しており、十日町市の原始及び中世の歴史に関連する文化財が集積している。

笹山遺跡一帯は、第二次十日町市総合計画の前期基本計画（平成28～32年度）で、笹山遺跡を縄文時代の体験・体感できる場所として活用していく「火焔の都計画」の推進があげられているほか、十日町市都市計画マスターplanにおいて、文化財周辺の歴史的景観の保全・育成に努める「歴史景観ゾーン」に位置付けられている。また、市観光交流課が設置した「十日町市フットパス」の「笹山遺跡コース」や、中条地区振興会により整備・管理されている「縄文古道」のルートが既に設定されている。



写真3-1：笹山遺跡【市指定史跡】



写真3-2：大井田城跡【県指定史跡】

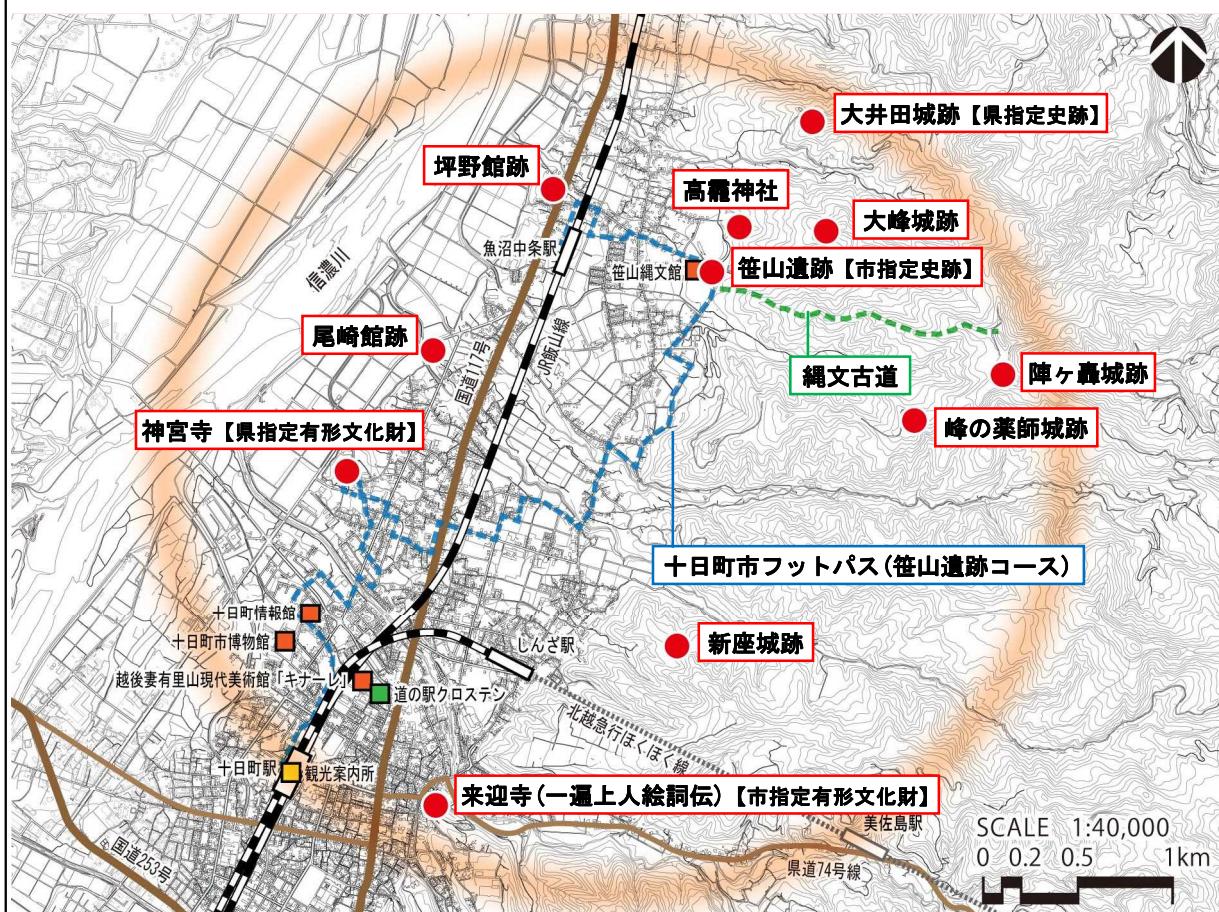


図3-4：笹山遺跡及び大井田城跡周辺区域

## イ. 星名家住宅及び長徳寺周辺区域

星名家住宅と長徳寺を中心に、北西の節黒城跡に広がる区域。

星名家住宅を中心とした上野集落や、その南側の長徳寺等がある河岸段丘の平場、節黒城跡を含む西側の山域一帯を範囲として考える。

本区域は、南北朝時代に築城され新田氏一族の拠点となった節黒城跡や、上野市・千手市という近世から市の立った集落と、当時を物語る建築物が残る場所である。

区域内には、「節黒城跡【市指定史跡】」や「長徳寺板碑【市指定有形文化財】」及び「月見ヶ原公園の自然石板碑【市指定有形文化財】」等の中世に関連する文化財や、「星名家住宅【国指定重要文化財】」、「星名家住宅雪穴【国登録有形文化財】」等の妻有地方随一の豪農（豪商）であつた星名家に関連する文化財、「西永寺【本堂他が国登録有形文化財】」、「第二藤巻医院【本館・石垣が国登録有形文化財】」等の近世から近代の十日町市の雪国の生活様式を伝える建築物を中心とする文化財が集積している。

また、節黒城跡には展望台が設置され、信濃川と河岸段丘上の水田や市街地、背景に魚沼丘陵や越後三山が展開する雄大な景観が望める。



写真 3-3: 星名家住宅【国指定重要文化財】

※名称の記載がないものは、市指定文化財の板碑の位置を示す。

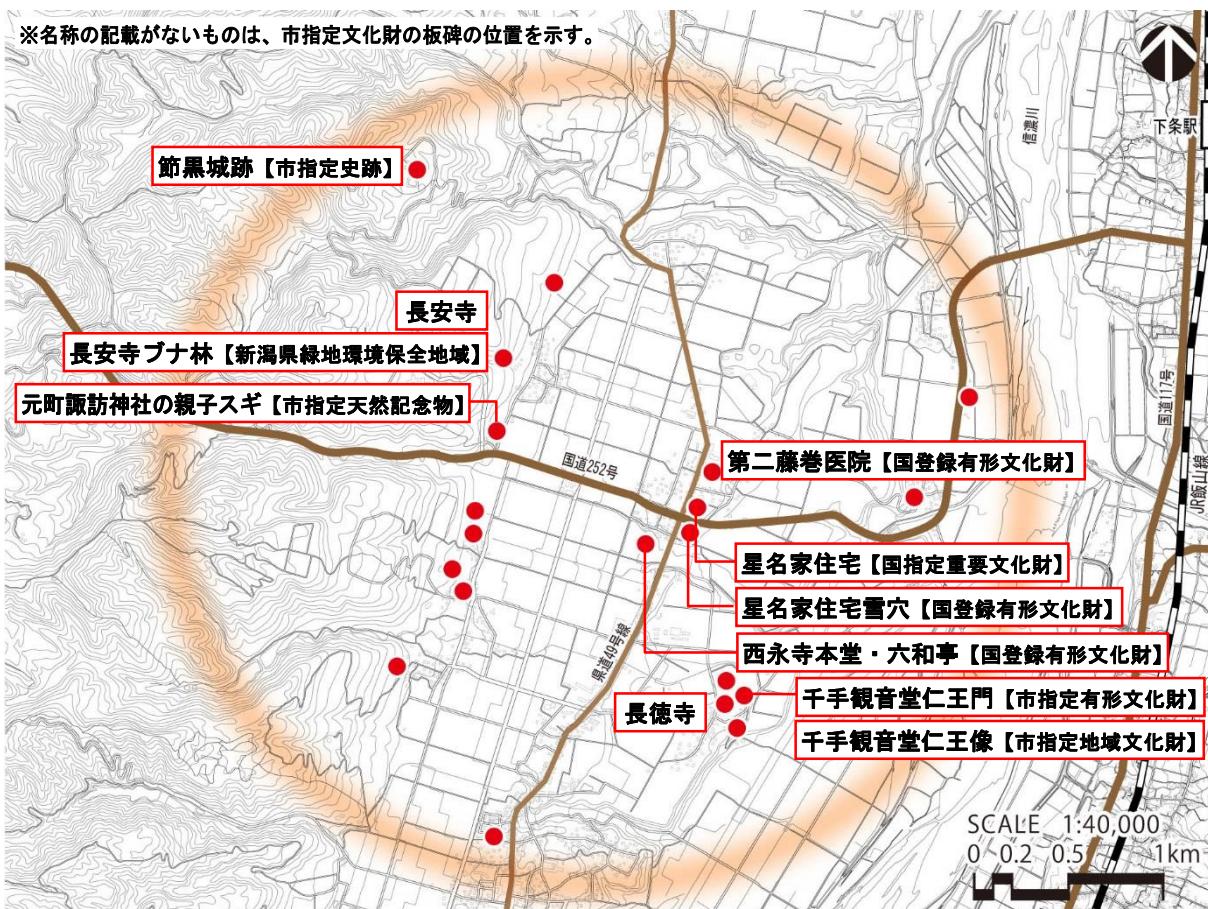


図 3-5 : 星名家住宅及び長徳寺周辺区域

## ウ. 田代の七ツ釜及び清津峡周辺区域

田代の七ツ釜と清津峡を中心に清津川・釜川下流の北方に広がる区域。

両峡谷から北側にかけて、釜川と清津川に囲まれた山林一帯を範囲として考える。

本区域は、南側に広がる上信越高原国立公園と連続した山林地域である。区域内には、「田代の七ツ釜【国指定名勝・天然記念物】」と「清津峡【国指定名勝・天然記念物】」のほか、希少な動植物が多く生息する「重地大池【市指定天然記念物】」、「にいがた巨樹・名木 100 選」に選定され伝承等も残る「角間のねじり杉【県指定天然記念物】」、河岸段丘への眺望が得られる景勝地である清田山、清津峡に比べると女性的なやしさを感じさせる瀬戸渓谷等、十日町市の豊かで特徴的な自然環境を示す天然記念物や名勝関係の文化財が集積している。



写真 3-4 : 田代の七ツ釜【国指定名勝・天然記念物】



写真 3-5 : 清津峡【国指定名勝・天然記念物】

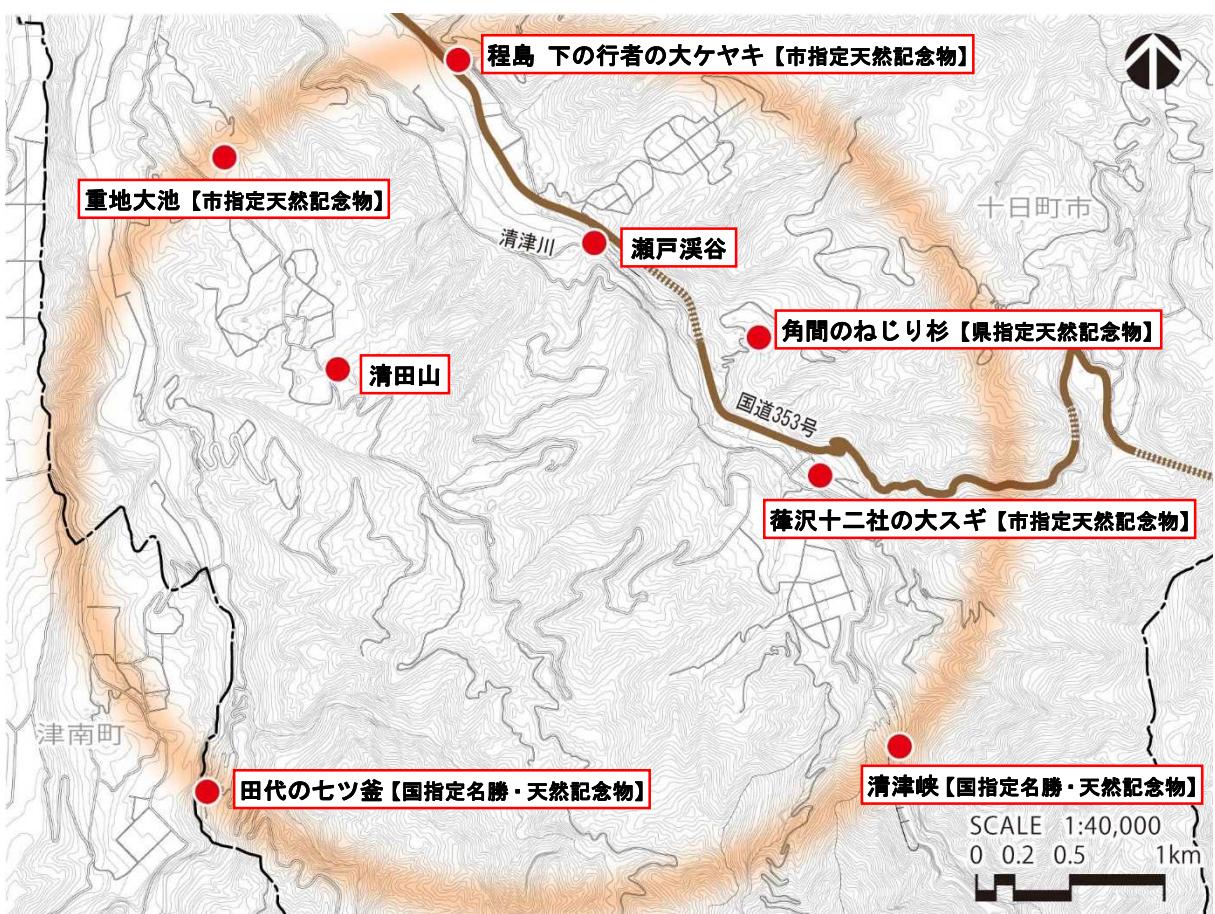


図 3-6 : 田代の七ツ釜及び清津峡周辺区域

## 工. 松苧神社及び古道松之山街道周辺区域

松苧神社と古道松之山街道を中心とした区域。

松苧神社が立地する松苧山山頂一帯と山麓の犬伏集落や松之山街道の一部を範囲として考える。

本区域は、山城や居館、春日山城から関東へ通じる街道があった場所であり、中世から近世における越後の領土支配に欠くことができない重要な場所であった。区域内には、市の指定文化財を多く所有する「松苧神社【本殿が国指定重要文化財】」を始め、「犬伏城跡【市指定史跡】」や居館があつた犬伏集落、文化庁の「歴史の道百選」にも選定されている古道松之山街道があり、それらに関連する中世から近世にかけての十日町市の歴史を示すものを中心とした文化財が、山中、山麓、街道沿いに集積している。

また、本区域内を貫流する渋海川沿いには、渋海川河床の甌穴群や松代田沢十二社の大ケヤキ・大イチョウ、長命寺の大イチョウなどの市指定天然記念物が所在する。

なお、古道松之山街道は、十日町市都市計画マスタープランにおいて、文化財周辺の歴史的景観の保全・育成に努める「歴史景観ゾーン」に位置付けられており、区域内の松代熊越山～太平間と菅刈～犬伏間は散策道として整備されている。



写真 3-6 : 松苧神社本殿【国指定重要文化財】

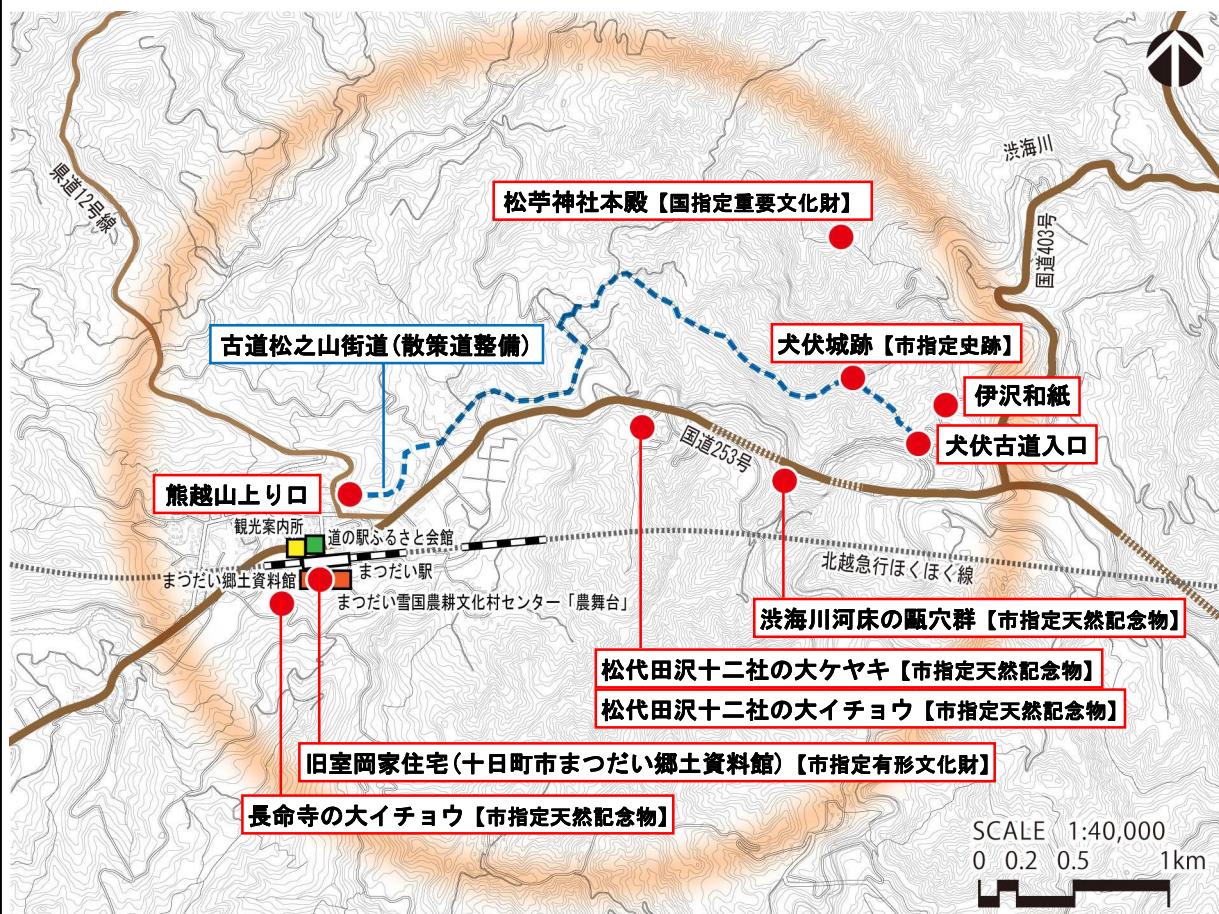


図 3-7 : 松苧神社及び古道松之山街道周辺区域

## 才. 旧村山家主屋・表門及び松之山温泉周辺区域

松之山の旧村山家から南方の松之山温泉を中心とした区域。

旧村山家や松之山温泉郷を含む国道353号西側の山林及び周辺集落を含めた一帯を範囲として考える。

本区域は、南北朝時代に開湯伝説を持つ松之山温泉や、近世に松之山郷南組の大庄屋を務めた村山家があった場所である。区域内に残る豪農の館である「旧村山家【主屋・表門が市指定有形文化財】」は、現在、大棟山美術博物館として一般公開されており、村山家ゆかりの近現代日本文学を代表する作家である坂口安吾さかぐちあんごに関する遺品や書画、陶芸品等を展示しているほか、周辺には、坂口安吾文学碑等の坂口安吾に関連する文化財も残る。また、中世に発見され、室町時代には越後守護上杉家の隠し湯であったといわれる松之山温泉には、「凌雲閣松之山ホテル本館【国登録有形文化財】」や小正月に行われる奇祭の「婿投げ【市指定無形民俗文化財】」「スミぬり【市指定無形民俗文化財】」等、松之山地域特有の歴史や伝統を伝える文化財が集積している。



写真 3-7: 旧村山家主屋（大棟山美術博物館）【市指定有形文化財】

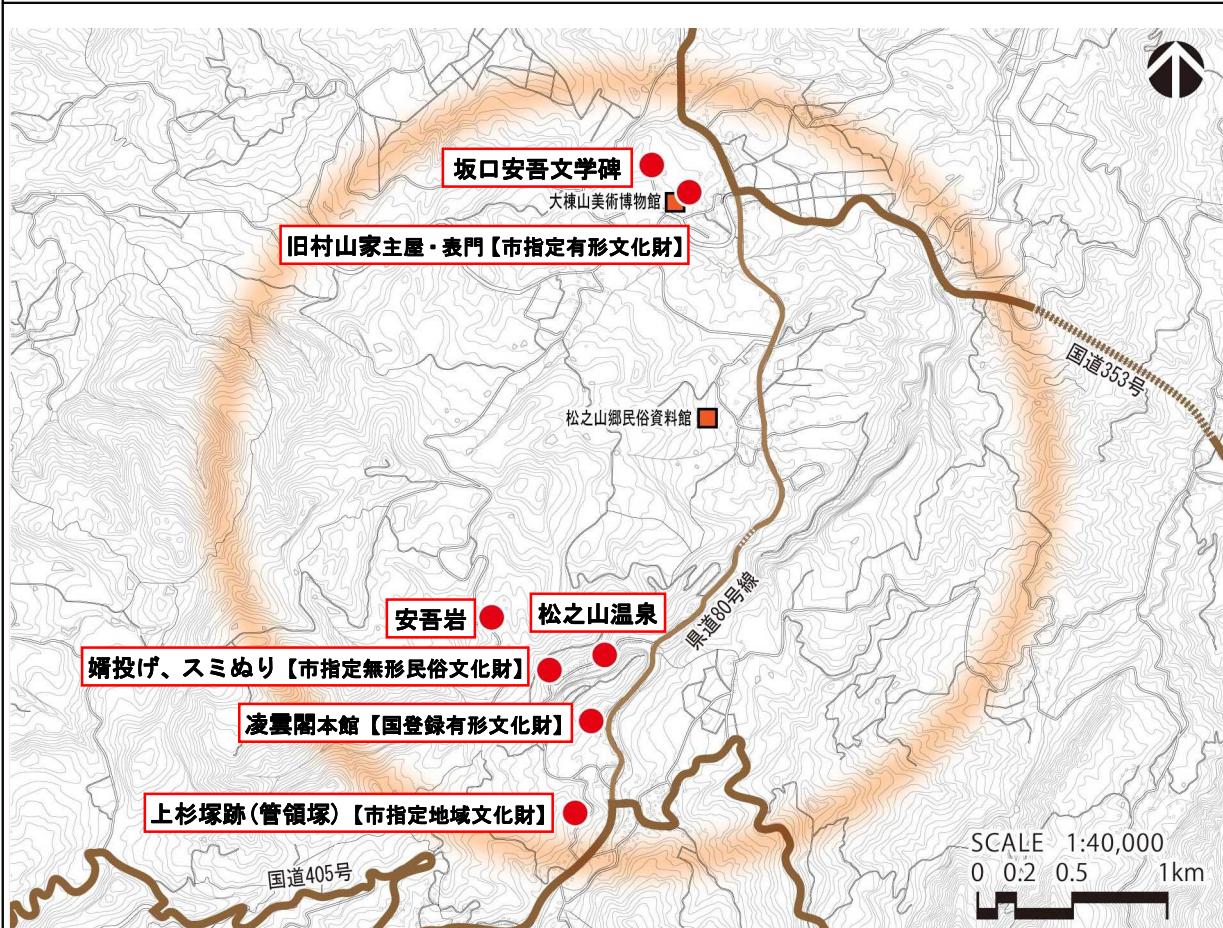


図 3-8 : 旧村山家主屋・表門及び松之山温泉周辺区域

### (3) 歴史文化保存活用区域の保存・活用方針

歴史文化保存活用区域においては、以下の方針の下に地域の文化財等の保存・活用の拠点としての取組や整備を推進する。

#### ① 文化財等の保存と関係部局との連携による環境の向上

##### ア. 文化財等の修理・修復

- 区域内に所在する指定文化財について、修理・修復の計画的な実施を目指す。

##### イ. 関係部局との連携による環境の向上

- 都市計画、観光等の他部局が実施する事業と連携を図りながら、区域一帯の環境の保全や向上を図る。

#### ② 観光面を考慮した活用のための整備の推進

##### ア. 情報提供や案内、交通等に係るサービスの充実

- 来訪者を目的地に案内・誘導し、文化財等について解説をするために必要な、案内・誘導・解説板等の各種施設、区域内を巡るコース設定やルート整備、駐車場・トイレの確保等、各種の情報提供や案内、交通、便益等に係るサービスの充実を推進する。

##### イ. 拠点施設の整備

- 既存施設の活用や新たな施設整備により、区域内や周辺地域に分布する文化財等の案内・解説を行うガイダンス機能や文化財等の収蔵・展示機能、保存・活用に関わる活動、情報発信、市民と来訪者の交流機能等を有する拠点施設の充実を図る。

##### ウ. 十日町市博物館との連携システムの構築

- 歴史文化保存活用区域を十日町市博物館（新十日町市博物館）と市域に点在する文化財等をつなぐ場として位置付け、十日町市を訪れた人々が、十日町市博物館から歴史文化保存活用区域に向かい、さらに市域を巡っていただくことで、十日町市の歴史文化に対する理解を深めることができるよう、十日町市博物館と拠点施設の役割を明確にして連携システムを構築する。

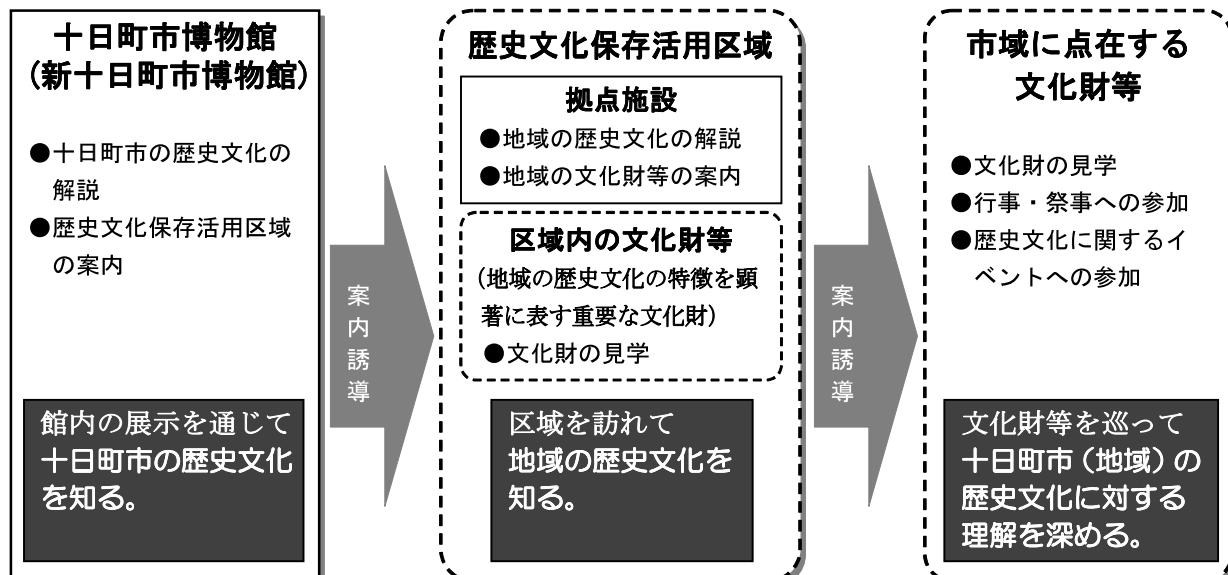


図 3-9 : 十日町市博物館との連携イメージ

### ③ 歴史文化保存活用区域の追加に向けた検討

#### ア. 調査・研究の推進

- ・市域内でさらに地域の文化財等の保存・活用の拠点整備を推進していくために、市域に存在する文化財等の調査・研究を進める。

#### イ. 区域追加に向けた検討

- ・構想策定後の調査・研究の進展や、地域のまちづくりの進行状況に合わせて区域の追加を検討していく。

## 5. 保存・活用の体制整備

### (1) 保存・活用の体制整備の考え方

十日町市に存在する文化財等は、これまで培われてきた歴史・文化や市民の生活に密接に関わっている。これまでも、文化財等の多くは所有者・管理者や地域の住民によって維持管理・保存修理され、継承されてきた。しかしながら、少子高齢化などの社会情勢の変化により、今後は文化財等の保存・活用を所有者・管理者や地域の住民のみによって担っていくことが困難になることも予想される。

文化財等の保存・活用にあたっては、文化財等の保存・活用の方針で示したように、市民自ら文化財等を保存・活用し、自分達の誇りとして後世に継承していくために、地域社会全体で取り組む体制づくりが必要である。また、地域社会で課題解決を図るだけではなく、地域外からの支援や協力を受け入れるための仕組みづくりも求められる。

これまでの文化財課が中心となった保存・管理体制を維持しながら、今後は、市民、市民団体、企業等や地域外の支援者と行政が連携・協働して保存・活用を進めていくための体制を構築していく。

### (2) 保存・活用の体制整備方針

保存・活用の体制について、以下の方針の下に、地域社会と行政の連携・協働に向けた体制づくりを推進する。

#### ① 行政内での相互連携体制の構築

##### ア. 文化財課の体制の充実

- これまでと同様に、文化財課が窓口となって、庁内の関連部局や、関係団体、市民、市民団体、企業等との連携を図りつつ、地域社会と連携して文化財等の確実な保存と積極的な活用を進めていくために、担当者の配置や人員確保等により文化財課の体制を充実させていく。

##### イ. 庁内連携体制の構築（庁内連絡会議の設置）

- 人々の生活と密接に関わる十日町市の文化財等の保存・活用に向けて、まちづくり、産業、観光、地域振興等の各部局との連携を図っていくために、庁内との協議・調整の場となる庁内連絡会議を設置して情報共有を図る。

#### ② 地域社会の中で保存・活用していくための体制の構築

##### ア. 市民、市民団体、企業が参画する仕組みづくり

- 文化財等の保存・活用を地域社会と協働で進めていくために、調査・研究や維持管理・保存継承、ボランティアガイド等の育成に向けて、観光協会や商工会議所、文化協会連合会等の関係団体と連携して、市民や市民団体、企業が参画するための仕組みづくりを行う。

##### イ. 地域外からの支援受け入れのための仕組みづくり

- ふるさと納税制度（文化財保護及び活用事業）への寄附や、文化財等の維持管理活動、祭りなどの行事への参加等を通じた、地域外からの支援を積極的に受け入れるための仕組みづくりを行う。

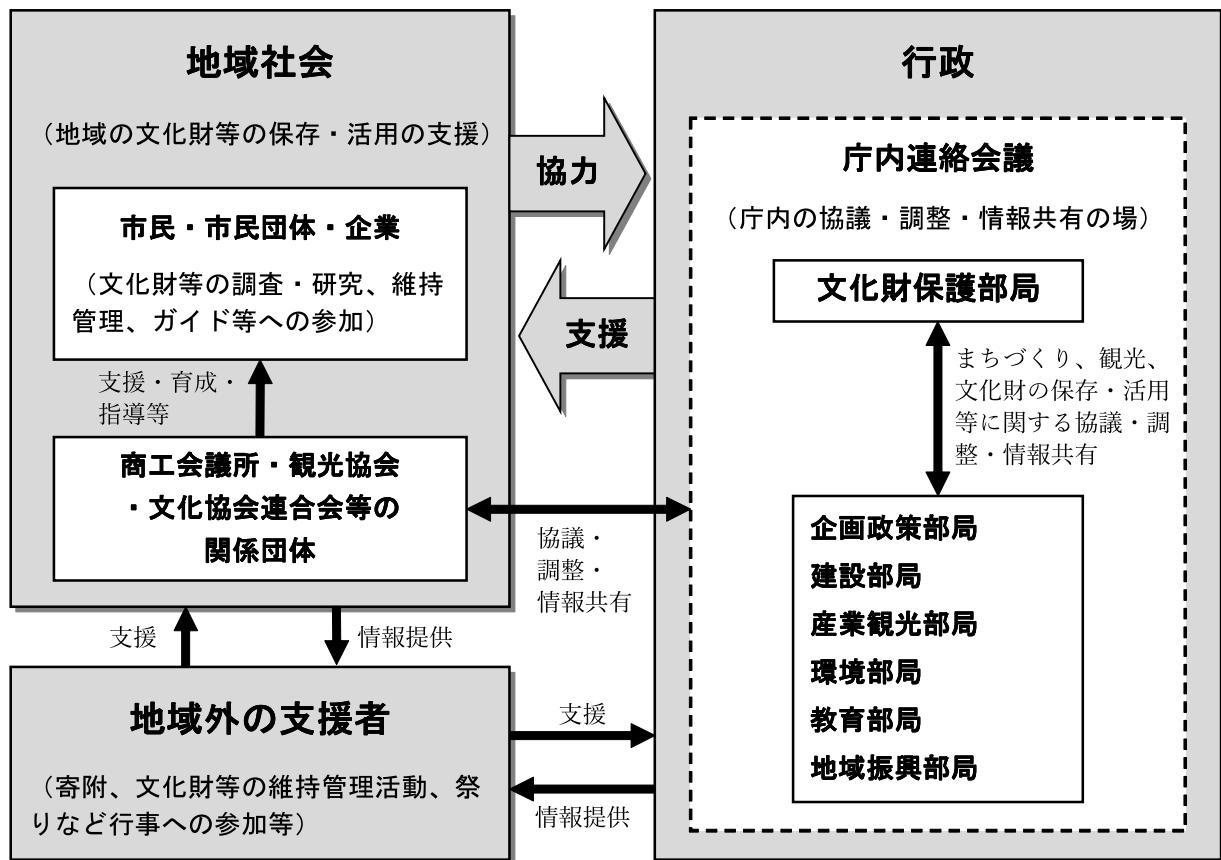


図 3-10：地域社会の中で保存・活用していくための体制イメージ

## 6. 保存活用（管理）計画について

文化財等及びその周辺環境の保存・活用を具現化していくためには、多岐にわたる関係者との協議の下、様々な取組を計画的に推進していくことが望まれる。

そのため、教育委員会事務局文化スポーツ部文化財課が主体となって都市計画、観光、地域振興等の府内他部局や関係団体等と連携を図りながら、本構想策定後に、今後推進を図る保存活用の具体的な取組内容等を明確にした保存活用（管理）計画の策定に向けて検討を進める。

なお、本項で示す「保存活用（管理）計画」は、市内に所在する文化財等の保存・活用に関する総論として策定する計画であり、建造物や史跡・名勝・天然記念物等の個々の文化財を対象に策定する個別の保存管理計画・保存活用計画についても、別途策定の検討をしていく。

前項までで定めた保存・活用の方針等に基づき、保存活用（管理）計画には、以下に示す事項等を定めることを想定して検討する。

表 3-2：保存活用（管理）計画に定める事項（案）

定める事項（案）	概要
1) 市内の全ての文化財等に関する事項	本構想で示した文化財等の保存・活用に向けた方策に関する事項
2) 関連文化財群に関する事項	関連文化財群の保存活用計画として、本構想で示した関連文化財群の保存・活用方針に関する事項
3) 歴史文化保存活用区域に関する事項	歴史文化保存活用区域の保存活用計画として、本構想で示した区域の保存・活用方針に関する事項
4) 保存・活用の体制整備に関する事項	本構想で示した保存・活用の体制整備方針に関する事項

## 7. 今後の課題

本構想は、調査・分析等により明らかとなった十日町市の歴史文化の特徴を踏まえて、十日町市の文化財等の保存・活用や体制整備の方針を明らかにした。今後は、本構想で示した方針に基づき、市内に所在する文化財等の保存・活用の取組の具現化を図っていく必要がある。

本構想を、十日町市の文化財等の保存・活用に係るマスターplanとして今後も効果的に機能させていくための今後の課題を以下に整理する。

### (1) 歴史文化基本構想の市民への周知

本構想に基づき、十日町市の文化財等の保存・活用を市民と協働で進めていくためには、市民が自分達の生活する地域の文化財等の存在や価値を理解し、愛着と誇りを持つことが最も重要である。

そのため、文化財等を理解するための関連文化財群や、地域固有の歴史文化に关心を持つための歴史文化保存活用区域、保存・活用の方針等の歴史文化基本構想の内容についてパンフレットを作成し、学校教育や社会教育の場で活用する等の取組を進め、周知・理解に努めていく必要がある。

### (2) 継続的な調査・研究の実施と新たな文化財の抽出

本構想の策定にあたっては、文化財の総合的把握として、指定文化財から市民の生活の中で継承されている風習まで様々な分野を対象に調査を実施してきた。しかし、広大な市域を有する十日町市の中で、地域単位で継承されてきた生活文化に関わるもの等は、今回の調査では把握されていないものも多く残されている。また、十日町市の歴史文化の特徴である「豪雪とともに生きてきた人々の知恵」との関連性はあるものの、設置や成立時期が新しいため、現時点では文化財としての価値の判断ができなかったものある。

そのため、今後も歴史文化に関する調査・研究を継続して、文化財としての評価を行い、十日町市の歴史文化を語る文化財として後世に継承していく必要があるものを抽出していく必要がある。

＜新たな文化財の抽出に向けて調査・研究や価値の評価を進めていくことが求められるものの例＞

- 地域の人々の生活の中で継承されてきた風習
- 大地の芸術祭や現代の冬の祭等の近年に開始された行事
- 近代和風建築の住宅や著名な建築家による建造物等
- 大地の芸術祭や石彫シンポジウムで設置されたアート作品

### (3) 関連文化財群の新たな物語の構築と歴史文化保存活用区域の追加

本構想においては、十日町市の歴史文化の特徴を「豪雪とともに生きてきた人々の知恵」として整理し、その特徴と文化財の価値を分かりやすく伝えていくための関連文化財群として5つの物語を設定した。今後はさらに物語を充実させていくだけでなく、新たな視点で地域の歴史文化の特徴を見出すことも視野に入れて調査・研究を進め、新たな特徴に基づく物語を構築して、地域の魅力を伝えていく必要がある。

また、歴史文化保存活用区域についても、地域の文化財等の保存・活用を推進していくために、調査・研究の進展やまちづくりの進行状況に合わせて区域の追加を検討していく。

#### (4) 新潟県や他市町村との連携

本構想で抽出した関連文化財群を構成する文化財等は、十日町市域に分布するものを対象としている。しかし、十日町市の歴史文化の特徴のキーワードとなる「豪雪」は、魚沼地方の周辺市町村と共に通する部分も多い。広域的な自治体間等の連携については、既に、信濃川火焔街道連携協議会や、雪文化三館の姉妹館提携等が実施されている。

そのため、今後も調査・研究等の保存に関わる事業や活用に関わる事業において、新潟県十日町地域振興局や周辺市町村と連携を図りながら、歴史や文化を生かして周辺も含めた地域の魅力を向上させていくために、文化財等の保存・活用を推進していく必要がある。

#### (5) 構想の見直し・更新

今後の調査・研究により、十日町市を象徴する新たな文化財等が明らかになった場合等は、それらを関連文化財群として位置付けることが求められる。また、時代の経過に伴い、社会的な価値観の変化や十日町市の都市構造の変化等により、現時点では文化財等として認識されなかったものが、将来的に文化財等として捉えられ、新たな関連文化財群の物語や歴史文化保存活用区域の設定が必要となる可能性もある。

このほか、文化財等を取りまく自然環境や、社会環境の変化、文化財等の保存・活用の取組の進捗などにより、構想の一部見直しが必要になることも予想される。

本構想については、調査・研究の進捗、社会環境の変化等を踏まえながら、一定の時間が経過し、市の総合計画の見直しなどに併せて、広く市民の意見を反映しつつ、内容の更新を図っていく。

## 資料編

### 1. 十日町市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱

#### 十日町市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱

平成28年5月30日

十日町市教育委員会告示第13号

#### (設置)

第1条 市に存在する文化財を幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための基本的な構想である「十日町市歴史文化基本構想」（以下「構想」という。）を策定するため、十日町市歴史文化基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、構想の策定に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育委員会委員
- (3) 公共団体又は公共的団体等の役員又は職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から構想の策定の日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

#### (専門部会)

第7条 構想の策定に関し、必要な調査検討を行うため、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、調査の経過及び結果を委員会へ報告する。
- 3 専門委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

#### (府内ワーキンググループ)

第8条 構想の円滑な策定及び検証を行うための補助機関として、府内ワーキンググループを置くことができる。

- 2 府内ワーキンググループのメンバーは、市の職員のうちから教育長が任命する。

#### (庶務)

第9条 委員会及び専門部会並びに府内ワーキンググループの庶務は、文化財課において処理する。

#### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

##### (最初の会議の招集)

- 2 委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

##### (この要綱の失効)

- 3 この要綱は、構想の策定の日にその効力を失う。

## 2. 十日町市文化財一覧（平成 30 年 1 月現在）

指定・登録	種別	名称	員数	指定・登録年月日
国指定 (8 件)	国宝 (1 件)	新潟県 笹山遺跡出土深鉢形土器 57 点 (附 土器・土製品類、石器・石製品類、ベンガラ塊 871 点)	928 点	H11. 6. 7
		星名家住宅	7 棟	H3. 5. 31
	重要文化財 (建造物) (2 件)	松茅神社本殿	1 棟	S53. 5. 31
		越後縮の紡織用具及び関連資料	2, 098 点	S61. 3. 31
	重要有形民俗文化財 (2 件)	十日町の積雪期用具	3, 868 点	H3. 4. 19
		田代の七ツ釜		S12. 6. 15
	名勝・天然記念物 (2 件)	清津峡		S16. 4. 23
		カモシカ		S30. 2. 15
	建造物 (9 件)	西永寺本堂	1 棟	H12. 10. 18
		西永寺経蔵	1 棟	H12. 10. 18
		西永寺鐘楼	1 棟	H12. 10. 18
		西永寺庫裏及び廊下	1 棟	H12. 10. 18
		六和亭 (旧永徳寺本堂)	1 棟	H12. 10. 18
		星名家住宅雪穴	1 棟	H14. 6. 25
		凌雲閣松之山ホテル本館	1 棟	H17. 7. 12
		第二藤巻医院本館	1 棟	H22. 9. 10
		第二藤巻医院石垣	1 棟	H22. 9. 10
県指定 (11 件)	建造物 (1 件)	神宮寺観音堂・山門	2 棟	H3. 3. 29
	絵画 (1 件)	山水図釣雲泉筆六曲屏	1 双	S29. 2. 10
	彫刻 (2 件)	木造十一面千手観音立像	1 軀	S46. 4. 13
		木造四天王立像 (伝広目天・伝毘沙門天)	2 軀	S49. 3. 30
	考古資料 (2 件)	伊達八幡館跡出土品	281 点	H20. 3. 25
		久保寺南遺跡出土品	309 点	H22. 3. 23
	有形民俗 (1 件)	越後縮幡	74 麻	S49. 3. 30 追 50. 3. 29
	史跡 (1 件)	大井田城跡		S53. 3. 31
	天然記念物 (3 件)	赤谷十二社の大ケヤキ	1 本	S33. 3. 5
		小貫諏訪社の大スギ	1 本	S53. 3. 31
		角間のねじり杉	1 本	S60. 3. 29
県選定 (1 件)	新潟県選定保存技術	屋根葺 (茅葺)		H12. 3. 24
市指定 (113 件)	建造物 (5 件)	千手観音堂仁王門	1 棟	S54. 6. 23
		智泉寺山門	1 棟	H6. 3. 23
		觀泉院山門	1 棟	H7. 3. 24
		旧室岡家住宅 (十日町市まつだい郷土資料館)	1 棟	H23. 4. 26
		旧村山家主屋・表門	2 棟	H28. 3. 28
	絵画 (3 件)	一遍上人絵詞伝	8 卷	S54. 9. 12
		板絵	1 対	H4. 12. 14
		群馬図屏風 雲谷等顔筆	6 曲 1 双	H23. 4. 26
	彫刻 (11 件)	木造狛犬	2 軀 1 対	S45. 8. 7
		木造馬頭観音坐像	1 軀	S45. 8. 7
		銅造阿弥陀如来立像	1 軀	H1. 12. 14
		木造聖観音坐像	1 軀	H4. 12. 14
		銅造十三仏像	1 軀	H4. 12. 14
		鉄造聖観音立像	1 軀	H3. 2. 1

指定・登録	種別	名称	員数	指定・登録年月日
市指定 (113 件)	彫刻 (11 件)	木造延命地蔵菩薩立像	1 軀	H3. 2. 1
		銅造地蔵菩薩立像	1 軀	H3. 2. 1
	木造聖観音立像	木造聖観音立像	1 軀	H3. 2. 1
		木造阿弥陀如来立像	1 軀	H8. 3. 21
		木造聖観音立像	1 軀	H13. 3. 22
	工芸品 (8 件)	短刀(備州兼光作)	1 口	S 45. 8. 7
		軍配	1 握	S 45. 8. 7
		雲板	1 面	S 45. 8. 7
		越後縮裂見本帳	2 冊	S 47. 11. 28
		神輿	1 基	S 56. 2. 26
		十日町織物歴代標本帳	47 冊	S 62. 2. 23 追H1. 2. 16
		雲板	1 面	H7. 8. 24
		宮本茂十郎手織の透綾(絹縮)裂地	3 点	H13. 3. 22
	古文書 (5 件)	堀監物直政書状・松平忠輝家老衆定書	1 幅	H3. 2. 1
		松苧神領勘平一村売渡証文	1 通	H6. 12. 15
		松平忠輝宛行状	1 通	H7. 8. 24
		田沢村天和検地帳 附：宝暦検地帳 20 冊、 その他検地帳 11 冊	29 冊	H7. 8. 24
		太子堂村検地帳	4 冊	H12. 3. 21
考古資料 (24 件)	長徳寺板碑	1 基	S 51. 3. 3	
	鶴吉釈迦堂の自然石板碑	6 基	S 51. 3. 3	
	山田觀音堂跡の自然石板碑	4 基	S 51. 3. 3	
	坪山神社の自然石板碑	1 基	S 51. 3. 3	
	月見ヶ原公園の自然石板碑	1 基	S 51. 3. 3	
	友重行者堂の自然石板碑	1 基	S 51. 3. 3	
	北田如意庵の自然石板碑	3 基	S 51. 3. 3	
	三領の自然石板碑	4 基	S 51. 3. 3 S 60. 5. 28	
	霜条の自然石板碑	2 基	S 51. 3. 3 S 51. 8. 25	
	鶴吉の自然石板碑	1 基	S 51. 3. 3	
	中屋敷の自然石板碑	1 基	S 51. 3. 3	
	野口の自然石板碑	1 基	S 52. 2. 27	
	元町の自然石板碑	2 基	S 60. 5. 28	
	仁田の自然石板碑	3 基	S 60. 5. 28	
	木落の自然石板碑	1 基	S 60. 5. 28	
	桐山の自然石板碑	2 基	H1. 12. 14	
	馬場上遺跡出土品	一括	H2. 2. 22	
	笛山遺跡出土品(国指定分を除く)	一括	H2. 2. 22	
	伊達八幡館跡出土品(県指定分を除く)	一括	H11. 3. 16	
	幅上遺跡出土品	一括	H12. 3. 21	
	千溝遺跡出土隆起線文土器	1 点	H24. 3. 22	
	中島遺跡出土の縄文土器	78 点	H27. 3. 27	
	樽沢開田遺跡出土品(考古資料)	98 点	H28. 3. 28	
	野首遺跡出土品 1, 431 点	1, 431 点	H29. 3. 30	
	歴史資料 (4 件)	松苧神社の俳句献額	1 面	H1. 12. 14

指定・登録	種別	名称	員数	指定・登録年月日
市指定 (113件)	歴史資料(4件)	神宮寺観音堂の俳句献額	1面	H14.3.22
		諏訪神社の俳句献額	1面	H14.3.22
		縮間屋加賀屋蕪木家資料	一括	H22.3.18
	無形民俗文化財(13件)	婿投げ		H3.2.1
		スミぬり		H3.2.1
		新水のドウラクジンとハネッケーシ		H7.3.24
		水沢の石場かち		H15.3.24
		赤倉神楽		S51.11.8
		室野神楽		S56.2.26
		苧島神楽		S56.2.26
		田代神楽		S57.4.1
		中条大の坂		S59.1.26
		新保広大寺節		S59.1.26
		上川手歌舞伎		H11.7.21
		千手露香		H12.7.19
		野口神楽		H13.3.16
	有形民俗文化財(1件)	越後アンギン及び関係資料	一括	H11.3.16
	史跡(9件)	犬伏城跡		S45.8.7
		蒲生城跡		S45.8.7
		室野城跡		S45.8.7
		四日町神宮寺境内地及び山林		S47.11.28
		節黒城跡		S50.2.26
		大黒沢正平在銘梵字碑	1基	S51.1.10
		鉢の石仏		S53.1.28
		笛山遺跡		H4.12.3
		羽川城跡		H10.3.25
	名勝(3件)	積翠莊		S55.4.11
		岩見堂		H3.2.1
		中手の黒滝		H29.3.30
	天然記念物(27件)	元町諏訪神社の親子スギ	2本	S50.2.26
		海老の牛池		S56.2.26
		松代田沢十二社の大ケヤキ	1本	S56.2.26
		松代田沢十二社の大イチョウ	1本	S56.2.26
		長命寺の大イチョウ	1本	S56.2.26
		寺田の大カエデ	1本	S56.2.26
		姿箭放神社の大ケヤキ	1本	S63.7.20
		高麗神社社叢		H1.10.3
		ニッポンシロウリガイ化石	1塊	H1.12.14
		洞泉寺の大ケヤキ	1本	H1.12.14
		室野松苧神社の大スギ	1本	H4.12.14
		小谷の大ケヤキ	1本	H3.2.1
		大荒戸の庚申夫婦スギ	2本	H3.2.1
		天水山麓のブナ原生林		H3.2.1
		安養寺松尾神社の大スギ	1本	H4.3.21
		安養寺円通庵の三本スギ	2本	H4.3.21
		枯木又竜王社の三本スギ	3本	H6.3.23
		枯木又竜王池		H6.3.23

指定・登録	種別	名称	員数	指定・登録年月日
市指定 (113件)	天然記念物 (27件)	渋海川河床の甌穴群		H9.3.11
		藤沢熊野神社の二本スギ	2本	H9.4.28
		田戸十二社の二本スギ	2本	H9.4.28
		白倉のカスミザクラ	1本	H10.4.27
		程島 下の行者の大ケヤキ	1本	H22.3.18
		葦沢十二社の大スギ	1本	H22.3.18
		重地大池		H23.4.26
		太田島小牧社の大ケヤキ	1本	H24.3.22
		名ヶ山の鶴沼池		H26.3.14
十日町市 指定地域 文化財 (26件)	地域文化財 (26件)	松代城跡		S 45.8.7
		蓬平城跡		S 45.8.7
		千手観音堂仁王像	2躯	S 54.6.23
		鏡ヶ池		S 54.7.25
		標旗	1旒	S 55.4.11
		芋島の石地蔵	1躯	S 56.2.26
		洞泉寺の子育て地蔵	1躯	S 56.2.26
		道元禪師絵伝	双幅	S 56.2.26
		犬伏裸太鼓		S 56.2.26
		木造不動明王立像	1躯	H1.12.14
		神像 (伝善財童子)	3躯	H1.12.14
		釈迦涅槃図	1幅	H4.12.14
		木造狛犬 (黒倉十二神社)	2躯1対	H3.2.1
		西之前遺跡出土品	1括	H3.2.1
		木造十王像	10躯	H3.2.1
		木造狛犬 (天水越松芋神社)	2躯1対	H3.2.1
		上杉塚跡 (管領塚)		H3.2.1
		芋島三十三觀音像	25躯1括	H7.12.5
		木造十王像	6躯	H7.12.5
		桔梗原新田用水路絵図	1通	H16.10.18
		奴奈川村道路元標	1基	H4.12.14
		枯木又のカスミザクラ	1本	H6.3.23
		石像道しるべ	3基	H7.12.5
		越後アンギン製作技術		H11.3.16
		勘平のお葉付イチョウ	1本	H4.12.14
		寺田の白フジ	1本	H4.12.14

### 3. 上位・関連計画の概要

#### ア. 第二次十日町市総合計画

策定者	十日町市	策定・改正年	平成 28 年 3 月	対象期間	基本構想：平成 28～37 年度 前期基本計画：平成 28 年～32 年度 後期基本計画：平成 33 年～37 年度																			
目的等	市政運営の基本方針として、市の各種個別計画の最上位に位置付けされる計画で、基本構想と基本計画から構成されている。基本構想は目指すまちの姿や政策の方針が示されており、基本計画は基本構想を具現化するための施策が示されている。																							
	<p>＜目指すまちの姿＞</p> <p>「選ばれて 住み継がれるまち とおかまち」</p> <p>私たちは、これまで地域に脈々と受け継がれてきた自然、文化、知恵、絆などの財産の価値をさらに高め、また新たな価値や魅力を育てて、愛着と誇りをもって住んでいけるまちを未来に手渡していくなければなりません。</p> <p>そのためには、現在の市民のみならず、未来の市民や他のまちで暮らしている人からも十日町市が住みたいまちとして選ばれることが重要です。さらに、国内外の人たちが、十日町市を魅力的な観光地として選んだり、十日町市の產品を求めたりするなど、誰からも選ばれるまちを目指して、地域の魅力をよりいっそう磨き上げていきます。</p>																							
全体方針	<p>＜基本方針と政策＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本方針</th> <th>政策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基本方針 1 人にやさしい まちづくり</td> <td>(1) 安心して子どもを産み育てられるまち</td> </tr> <tr> <td>(2) ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち</td> </tr> <tr> <td>(3) 地域で支え合う福祉のまち</td> </tr> <tr> <td>(4) すべての市民が尊重され活躍できるまち</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">基本方針 2 活力ある元気な まちづくり</td> <td>(1) 怒涛の人の流れで活気あふれるまち</td> </tr> <tr> <td>(2) 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち</td> </tr> <tr> <td>(3) 力強い産業と雇用を育むまち</td> </tr> <tr> <td>(4) 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち</td> </tr> <tr> <td>(5) 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">基本方針 3 安全・安心な まちづくり</td> <td>(1) 災害に強く安心して暮らせるまち</td> </tr> <tr> <td>(2) 生涯元気で健やかに暮らせるまち</td> </tr> <tr> <td>(3) 環境にやさしく自然と調和するまち</td> </tr> <tr> <td>(4) むらしや経済活動を支える基盤の充実したまち</td> </tr> <tr> <td>(5) 雪とともに生きるまち</td> </tr> </tbody> </table>					基本方針	政策	基本方針 1 人にやさしい まちづくり	(1) 安心して子どもを産み育てられるまち	(2) ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち	(3) 地域で支え合う福祉のまち	(4) すべての市民が尊重され活躍できるまち	基本方針 2 活力ある元気な まちづくり	(1) 怒涛の人の流れで活気あふれるまち	(2) 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち	(3) 力強い産業と雇用を育むまち	(4) 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち	(5) 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち	基本方針 3 安全・安心な まちづくり	(1) 災害に強く安心して暮らせるまち	(2) 生涯元気で健やかに暮らせるまち	(3) 環境にやさしく自然と調和するまち	(4) むらしや経済活動を支える基盤の充実したまち	(5) 雪とともに生きるまち
基本方針	政策																							
基本方針 1 人にやさしい まちづくり	(1) 安心して子どもを産み育てられるまち																							
	(2) ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち																							
	(3) 地域で支え合う福祉のまち																							
	(4) すべての市民が尊重され活躍できるまち																							
基本方針 2 活力ある元気な まちづくり	(1) 怒涛の人の流れで活気あふれるまち																							
	(2) 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち																							
	(3) 力強い産業と雇用を育むまち																							
	(4) 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち																							
	(5) 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち																							
基本方針 3 安全・安心な まちづくり	(1) 災害に強く安心して暮らせるまち																							
	(2) 生涯元気で健やかに暮らせるまち																							
	(3) 環境にやさしく自然と調和するまち																							
	(4) むらしや経済活動を支える基盤の充実したまち																							
	(5) 雪とともに生きるまち																							
「歴史文化」に 関連する内 容 (1 / 2)	<p>＜基本構想＞</p> <p>基本方針 2 「活力ある元気なまちづくり」の政策「(4)誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち」の中に、歴史文化基本構想の策定を含む歴史文化に関連する基本方針が示されている。</p> <p>■誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の学びに対するニーズを踏まえ、誰もが楽しく充実した時間を過ごせるような学びの場を提供し、学びを通じた人づくりや活力ある地域づくりを推進します。</li> <li>●市民文化ホールの建設等により、音楽・舞台芸術・美術展などの鑑賞や学習成果発表の機会を拡大するなど、文化芸術活動の充実を図ります。</li> <li>●十日町市固有の歴史・文化を保護しながら活用するため、歴史文化基本構想を策定し、日本遺産の認定も視野に入れながら地域文化を発信するとともに、文化発信拠点である新博物館を建設します。</li> <li>●市民の健康増進や体力づくりはもとより、スポーツ交流やスポーツイベントの誘致を図るために、スポーツ施設の整備や気軽に参加できる環境づくりに努めます。</li> </ul>																							

### <前期基本計画>

政策「(4)誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち」の施策「③文化財の保護と活用」の中に、歴史文化に関する施策の方針や展開が示されている。

#### ■施策の方針

十日町市固有の歴史・文化を保護しながら活用するために、歴史文化基本構想を策定し、日本遺産の認定も視野に入れながら地域文化の発信に努めます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機に新しい博物館を建設し、国宝・火焔型土器をはじめとする縄文文化や、織物・民俗資料など雪により育まれた地域文化を世界に向けて発信します。

#### ■施策の展開

##### 1. 文化財の保護と活用

①有形・無形の各種文化財の保護と活用を図るため歴史文化基本構想を策定し、地域の誇りや資源として保護・活用するとともに、日本遺産認定を視野に入れ、内外に広く情報発信して誰もが多様な文化にふれあえるまちづくりを目指します。

②縄文時代の国宝を保有する自治体と連携を図り、国宝・火焔型土器をはじめ縄文文化の素晴らしさを広く内外に発信します。

**【主要事業】歴史文化基本構想策定事業、縄文文化発信事業**

##### 2. 文化財の調査と研究

①考古資料、歴史資料、民俗資料などの資料の収集、整理分析、研究を行い、調査報告書を順次刊行するなど、その成果を広く一般に公開し、活用を図ります。

②歴史的建造物、神楽やまつりなどの伝統芸能や風習についても文化財指定を含め、保存と活用が同時にできる仕組みづくりについて研究していきます。

**【主要事業】文化財保護調査事業**

##### 3. 文化財施設の整備

①2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催される前年までに、縄文文化や地域の生業である織物文化、その文化を育んだ雪文化を中心とした新博物館を建設し、地域活性化を図るとともに、世界に向けて日本文化の魅力を発信します。

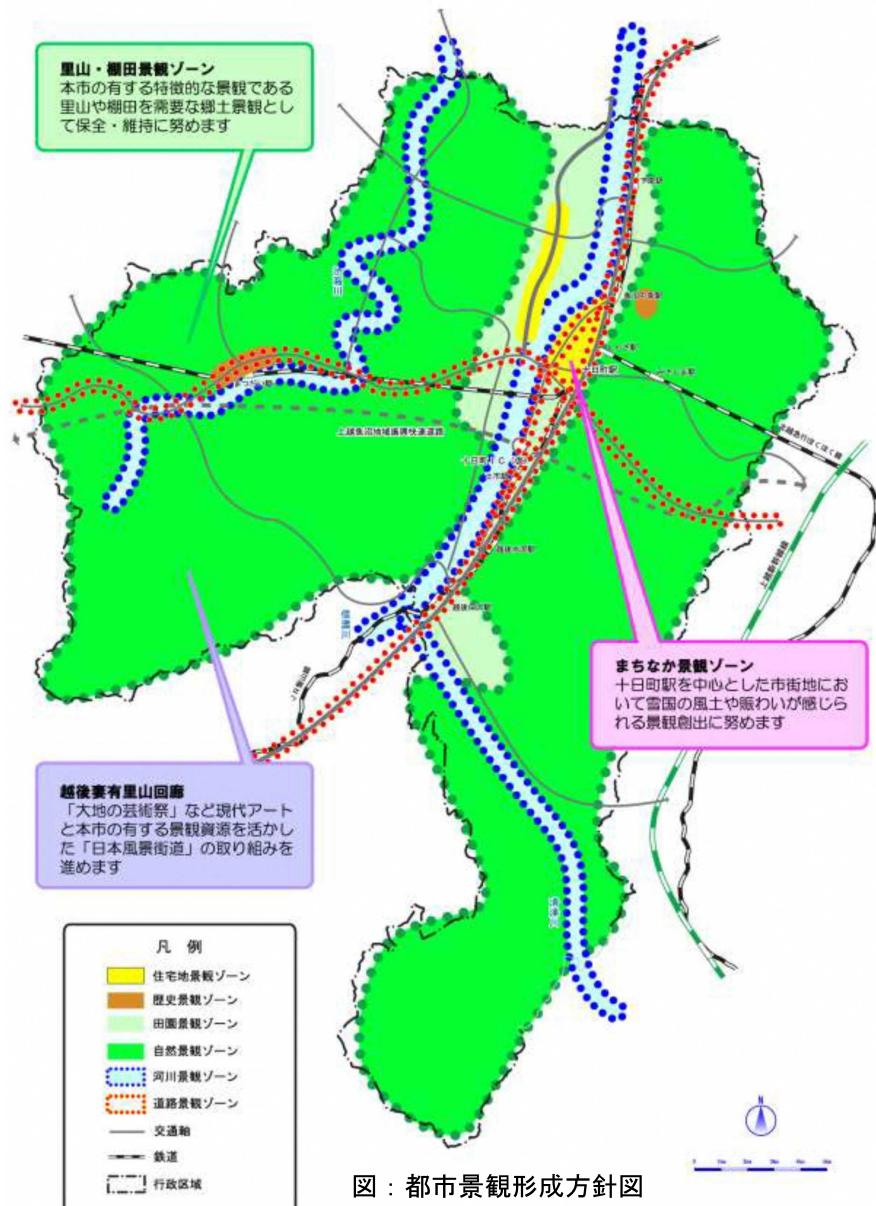
②国宝出土地である市指定史跡の笹山遺跡を中核に据えた火焔の都計画を推進し、縄文時代を体験・体感できる施設として計画的に活用していきます。

**【主要事業】博物館リニューアル事業、火焔の都整備事業**

## イ. 十日町市都市計画マスタープラン

策定者	十日町市	策定・改正年	平成 20 年 3 月	対象期間	平成 20~37 年度
目的等	都市計画法第18条の2に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもの。 市の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標と個別具体的な都市計画の方針を定めることにより、十日町市におけるまちづくりの総合的な指針としての役割を果たすもの。				
全体方針	<p>＜将来都市像＞ 「人と自然、産業が調和し、住みよさと活気にあふれ 未来へ躍動するまち」</p> <p>＜都市づくりの目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) ふるさとの自然を守り、育て、環境に配慮した都市づくり</li> <li>2) 市民が誇れる新しい雪国文化を創造する都市づくり</li> <li>3) 誰もが安心して暮らせる安全な都市づくり</li> <li>4) まちが生き生きと活気に満ち、快適に暮らせる居住環境づくり</li> <li>5) 夢と希望にあふれた活力ある産業が育つ都市づくり</li> </ul>				
「歴史文化」に関連する内容（1／4）	<p>＜都市づくりの方針＞ 都市づくりの方針の中で「都市景観形成・文化財保全の方針」として文化財保全に関連する基本的な考え方や、整備方針が示されている。</p> <p>■都市景観形成・文化財保全の方針</p> <p>＜基本的な考え方＞ 本市は、雪ときもの文化の歴史を伝える街並みや松之山古道、棚田、里山の現代アートなど、個性豊かな資源を有しております、本市固有の景観が形成されています。これらの景観の保全を目指します。</p> <p>＜整備方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然景観の保全（自然景観ゾーン・河川景観ゾーン） <ul style="list-style-type: none"> <li>・信濃川や清津川、渋海川等の良好な河川景観や峡谷、市域を取り巻く山地・丘陵地の森林景観の保全に努めます。</li> </ul> </li> <li>○里山の棚田や農村景観の保全（里山・棚田景観ゾーン） <ul style="list-style-type: none"> <li>・四季折々に美しい風景の棚田景観や里山の集落景観について、大切な郷土景観として保全・維持に努めます。</li> </ul> </li> <li>○田園集落景観の保全（田園景観ゾーン） <ul style="list-style-type: none"> <li>・まとまりのある農地と農村集落が一体となって形成されている田園集落景観については、ふるさとの風景を伝える貴重な景観として保全するとともに、良好な景観を損なうことのないよう、適切な管理・誘導に努めます。</li> </ul> </li> <li>○中心市街地等における風土や賑わいを感じる景観の形成（まちなか景観ゾーン） <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地において、雪国の文化や風土等が感じられる地域に根ざした景観形成や、多くの人々が集まり、憩うといった賑わいの感じられる景観の創出を図ります。</li> </ul> </li> <li>○旧街道沿いや文化財周辺の歴史的景観の保全、育成（歴史景観ゾーン） <ul style="list-style-type: none"> <li>・松之山街道や文化財周辺の歴史的な景観の保全に努めるとともに、市内に点在する歴史的建造物等について、貴重な歴史文化的な景観資源として保全に努めます。</li> </ul> </li> <li>○幹線道路沿道の秩序ある景観形成（道路景観ゾーン） <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道117号や253号、都市計画道路高山太子堂線等の沿道において、建築物や屋外広告物の適切な規制誘導等により、周辺の田園景観等に調和し、秩序ある街並み景観の形成を促進します。また、都市景観に大きな影響を及ぼす架空線についても地中化を促進します。</li> </ul> </li> <li>○個性やうるおいを感じる住宅地景観の形成（住宅地景観ゾーン） <ul style="list-style-type: none"> <li>・低層戸建を中心に形成されている住宅地については、地域の歴史や水と緑の環境等と調和した個性やうるおいを感じる住宅地の景観形成を図ります。</li> <li>・まちなかの和の雰囲気を残している住宅地については、街並みと調和した建物の意匠や色彩等の適切な誘導を図ります。</li> </ul> </li> <li>○景観条例の制定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・十日町市が有する良好な景観を保全、育成するとともに、地域住民が主体となった景観形成に向けた取り組みを支援するために、景観条例の制定に向けた検討を進めます。</li> </ul> </li> </ul>				

- 新たな景観の育成
  - ・「大地の芸術祭・越後妻有アートトリエンナーレ」において創出される様々な現代アートについて、自然と調和した優れた作品は、本市の新たな景観資源として育成し、地域内外に広く発信していきます。
  - ・日本風景街道（シニックバイウェイ・ジャパン）に認定された越後妻有里山回廊について、地域住民との協働により国道県道沿道の整備と景観の保全を推進します。
- 文化財の保護
  - ・本市の有する有形、無形の各種文化財の保護と活用を図るため、情報の蓄積と整備、人材育成に努めます。
  - ・市内に点在する文化財施設の機能拡充に努めるとともに、積極的な活用に向けた施策検討を進めます。



また、「地域コミュニティ活性化の方針」の中にも歴史文化に関する方針が示されている。

■地域コミュニティ活性化の方針（歴史文化に関する方針のみ抜粋）

- 街なかコミュニティの活性化（抜粋）
  - ・地域の祭りや防災訓練等の活動を通じて地域のつながりを強化し、コミュニティの活性化を図ります。
- 中山間集落コミュニティの維持・活性化（抜粋）
  - ・中山間集落の伝統行事や郷土芸能を市の内外に広く紹介し、継承のための環境づくりや人材育成を進めるほか、住民が地区の文化に誇りと愛着を持てるよう、その伝統行事を支援していきます。

### <地域別構想>

地域別構想の中で各地域の「都市景観形成・文化財保全の方針」が示されている。



図：地域区分図

#### ■下条地域

- 慶地の棚田景観や伝統的な里山の農村風景の保全に努めます。
- 地域内に広がる緑豊かな田園風景について、良好な郷土景観として維持・保全に努めます。
- 新保広大寺節をはじめとする多くの地域の宝や歴史、文化の保全に努めます。

#### ■中条地域

- 大井田城跡や中世の砦群等の歴史資源を保全するとともに、先人の営みを今に伝える優れた歴史的景観の保全に努めます。
- 伝統的な里山の農村風景や緑豊かな田園景観の保全に努めます。
- 笛山遺跡、神宮寺観音堂・山門等の地域を代表する文化財の保全と良好な管理を行います。

#### ■十日町地域

- JR十日町駅周辺において、人々が集散する拠点にふさわしく、また、地域の顔となる景観形成を図ります。
- 中心商店街において、まちの魅力を高め、賑わいを感じられる景観形成を図ります。
- 寺町通り（西寺町地内）については、回遊性を備え、自動車と共存した歩行空間整備を行い、賑わいと風情ある景観創出に努めます。
- 雪国文化の継承・発展に努めるとともに、雪国文化の雰囲気が感じられる景観形成を図ります。
- 雪に似合う景観づくりや、きものが似合う情緒ある街並み形成を図ります。

#### ■十日町西地域

- JR十日町駅西口において、地域の顔となる景観形成を図ります。
- 信濃川、中沢川について、親水性ある水辺空間として整備を推進し、親しみある河川景観の形成を図ります。
- 都市計画道路高山太子堂線の沿道において、建築物や屋外広告物の適切な規制誘導等により、周辺環境に調和した秩序ある沿道景観の形成を図ります。
- 博物館・情報館・総合体育館を生かしたうるおいのある文教空間の形成に努めます。

#### ■十日町南地域

- 国道117号や253号、上越魚沼地域振興快速道路沿道において、周辺環境と調和した秩序ある沿道景観の形成を図ります。
- 伝統的な里山の農村風景の保全に努めます。
- 地域内に広がる緑豊かな田園風景について、良好な郷土景観として維持・保全に努めます。
- 川治地区内に残る旧善光寺街道も貴重な文化資源として保全に努めます。

### ■吉田地域

- 河岸段丘上の田園景観の保全・育成を図ります。
- 信濃川や市街地の夜景、魚沼丘陵を望む眺望点を選定し、眺望空間の整備を図ります。
- 河岸段丘上に位置する小泉地区において、自然環境に囲まれたうるおい豊かな住宅地景観の形成を図ります。

### ■水沢地域

- 信濃川とその河岸段丘、西部及び東部の山並みを背景とした田園景観を保全するとともに、市街地周辺において、都市的な景観との調和に努めます。
- 豊かな自然に包まれた里山の農村風景の保全に努めます。
- 当間高原リゾートについて、魅力あるリゾート地にふさわしい良好な景観形成を図ります。
- 国道117号沿道において、リゾート施設への玄関口にふさわしい、良好な街並み景観の形成を図ります。

### ■川西地域

- 信濃川沿いの斜面緑地の景観保全に努めるとともに、西部の山並みを背景とした市街地周辺部に広がる田園景観は、信濃川の河岸段丘と調和した特徴ある良好な景観を形成していることから、将来にわたり保全していきます。
- 市街地内及び周辺に分布する既存の緑地空間は、都市生活にうるおいを与える貴重な景観資源でもあり、保全と良好な景観形成を推進します。
- 茅葺き屋根の家と棚田が点在する小白倉集落など、伝統的な集落景観の保全に努めます。
- 節黒城跡、国指定重要文化財星名家住宅、千手観音、西永寺、赤谷十二社の大ケヤキ等の地域の文化財の保全と管理の徹底に努めます。

### ■中里地域

- 景観条例等の検討により、清津峡等の本地域の優れた自然環境及び景観の保全を図ります。
- 信濃川とその河岸段丘、西部及び東部の山並みを背景とした集落周辺に広がる田園によって形成される景観は、地域を特徴付ける景観であり、将来にわたり保全していきます。
- 角間の棚田景観をはじめ、自然豊かな里山の農村風景、縁豊かな田園景観の保全に努めます。
- 国道117号沿いにおいて、秩序ある沿道景観の形成を図ります。
- 河岸段丘上に点在する壬・田沢・中林等の縄文草創期遺跡群は、全国レベルで学術的価値が高く、将来に向けた保全に努めます。

### ■松代地域

- 「歴史の道百選」に選定されている松之山街道を保全していくとともに、歴史的な雰囲気をより引き立てる景観形成を推進します。
- 星峠の棚田、蒲生の棚田、儀明の棚田など、地域内に点在する棚田群について、耕作放棄地の防止に努め、良好な棚田景観を保全・育成します。
- 松芋神社、室野城跡、郷土資料館（旧室岡邸）等の地域の文化財の保全と管理徹底に努めます。
- 「大地の芸術祭・越後妻有アートトリエンナーレ」において創出される様々な現代アートについては、景観形成に配慮しながら観光や交流プログラム等に活用します。

### ■松之山地域

- 日本の棚田百選に認定されている狐塚の棚田など、地域内に点在する棚田について、耕作放棄の防止に努め、良好な棚田景観を保全育成します。
- 紅葉した山々や棚田の風景等が眺望できる宝渓谷の眺望スポットと眺望景観の保全に努めます。
- 周辺の美しい自然環境等と調和した松之山温泉の情緒ある温泉地景観の形成を図ります。
- 大棟山美術博物館、鏡が池、管領塚地域の由緒ある史跡の保全と管理徹底に努めます。

#### ウ. 十日町市農村環境計画

策定者	十日町市	策定・改正年	平成 22 年 3 月	対象期間	平成 22 年度～								
目的等	農村地域において環境配慮や環境保全が適切に行われるための目標や方針等を示すことを目的として策定するものであり、環境配慮・環境保全の「マスターplan」となる計画。												
全体方針	<p>＜環境保全の基本方針＞</p> <p>環境保全の総合目標を「雪国に広がる自然と共生した美しい里 とおかまち」とし、環境配慮や環境保全を適切に行うため、3つの環境保全の基本方針が設定されている。</p> <p>環境保全の基本方針 1（自然環境） 人と野生生物とが適正に共生できる環境づくりと多面的機能の発揮により豊かな自然を守る 環境保全の基本方針 2（社会環境） 農村の魅力を高めて、地域社会の協働を進め、都市との交流を通じて環境を大切にする 社会を構築する 環境保全の基本方針 3（生産環境） 環境にやさしい農法による安全でおいしい農産物の供給体制と持続可能な農業を確立する</p>												
「歴史文化」に関連する内容	<p>本計画では、資源（文化財や観光施設等の地域資源）が集中している、地域がまとまって活動している等の特徴の際立っている箇所をゾーンに設定し、ゾーン毎に農業環境や自然環境、景観に関する取組みを定めている。</p> <p><b>ゾーン区分</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全型農業推進ゾーン</td> <td>[点線]</td> </tr> <tr> <td>文化的景観保全ゾーン</td> <td>[点線]</td> </tr> <tr> <td>豊かな溪流環境創造ゾーン</td> <td>[点線]</td> </tr> </tbody> </table> <p>図：ゾーン区分図</p>					名 称	凡 例	環境保全型農業推進ゾーン	[点線]	文化的景観保全ゾーン	[点線]	豊かな溪流環境創造ゾーン	[点線]
名 称	凡 例												
環境保全型農業推進ゾーン	[点線]												
文化的景観保全ゾーン	[点線]												
豊かな溪流環境創造ゾーン	[点線]												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>ゾーン</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全型農業推進ゾーン</td> <td>農地・水・環境保全向上対策の取り組みにより、地域ぐるみで、化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する米作りを実施している地域。 このような取り組みの周辺地域への波及とともに、農業環境の指標ともいえる、田園の緑地や水辺の生き物にも配慮した農業の展開も図っていく。</td> </tr> <tr> <td>文化的景観保全ゾーン</td> <td>棚田や、「瀬替え」がまとまって点在している地域。地域内には水源のかん養機能を持ち、多様な植生のみられる、自然豊かな「ブナ林」も多く残されている。 自然との共生の中で育んできた「ふるさとの風景」の保全・配慮に努め、文化的景観の形成を図っていく。</td> </tr> <tr> <td>豊かな溪流環境創造ゾーン</td> <td>清津川の流域地域は清津峡、七ツ釜、小松原湿原などの豊かな自然環境に恵まれ、住民や各種団体の協力による河川環境保全に先進的に取り組んでいる地域。 清津川水系の豊かな自然環境を保全するとともに、自然の恵み(河川景観・親水・川魚漁等)を多くの人々が享受できるような河川環境の創出を図っていく。</td> </tr> </tbody> </table>						ゾーン	概要	環境保全型農業推進ゾーン	農地・水・環境保全向上対策の取り組みにより、地域ぐるみで、化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する米作りを実施している地域。 このような取り組みの周辺地域への波及とともに、農業環境の指標ともいえる、田園の緑地や水辺の生き物にも配慮した農業の展開も図っていく。	文化的景観保全ゾーン	棚田や、「瀬替え」がまとまって点在している地域。地域内には水源のかん養機能を持ち、多様な植生のみられる、自然豊かな「ブナ林」も多く残されている。 自然との共生の中で育んできた「ふるさとの風景」の保全・配慮に努め、文化的景観の形成を図っていく。	豊かな溪流環境創造ゾーン	清津川の流域地域は清津峡、七ツ釜、小松原湿原などの豊かな自然環境に恵まれ、住民や各種団体の協力による河川環境保全に先進的に取り組んでいる地域。 清津川水系の豊かな自然環境を保全するとともに、自然の恵み(河川景観・親水・川魚漁等)を多くの人々が享受できるような河川環境の創出を図っていく。
ゾーン	概要												
環境保全型農業推進ゾーン	農地・水・環境保全向上対策の取り組みにより、地域ぐるみで、化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する米作りを実施している地域。 このような取り組みの周辺地域への波及とともに、農業環境の指標ともいえる、田園の緑地や水辺の生き物にも配慮した農業の展開も図っていく。												
文化的景観保全ゾーン	棚田や、「瀬替え」がまとまって点在している地域。地域内には水源のかん養機能を持ち、多様な植生のみられる、自然豊かな「ブナ林」も多く残されている。 自然との共生の中で育んできた「ふるさとの風景」の保全・配慮に努め、文化的景観の形成を図っていく。												
豊かな溪流環境創造ゾーン	清津川の流域地域は清津峡、七ツ釜、小松原湿原などの豊かな自然環境に恵まれ、住民や各種団体の協力による河川環境保全に先進的に取り組んでいる地域。 清津川水系の豊かな自然環境を保全するとともに、自然の恵み(河川景観・親水・川魚漁等)を多くの人々が享受できるような河川環境の創出を図っていく。												

## エ. 十日町市まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定者	十日町市	策定・改正年	平成 27 年 10 月	対象期間	平成 27~31 年度															
目的等	まち・ひと・しごと創生法に基づき策定する「十日町市人口ビジョン」に示された十日町市の人口動向の現状や課題、目指すべき将来の方向性、人口の将来展望を踏まえ、人口減少の克服と地域活力の向上に向け、今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示すもの。																			
全体方針	<p>&lt;基本目標と基本的方向&gt;</p> <p>人口減少の克服と地域活力の向上に向けて、4 つの基本目標と基本的方向が設定されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本目標</th> <th>基本的方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>安定した就業の場を増やす</td> <td>①農業の競争力強化 ②地場産業の活性化 ③新規創業の支援</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>結婚・出産・子育ての希望をかなえる</td> <td>①男女の出会いや結婚の支援 ②出産・子育て環境の整備・充実 ③仕事と家庭の両立の実現</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>地域の魅力を更に磨き、選ばれるまちを目指す</td> <td>①都市部からの移住促進 ②地域の魅力を活かした交流の促進 ③郷土愛の育成・十日町ファンの拡大</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>安心して暮らせる時代に合った地域をつくる</td> <td>①時代に合った地域づくり ②安心して暮らせる地域づくり</td> </tr> </tbody> </table>					基本目標		基本的方向	I	安定した就業の場を増やす	①農業の競争力強化 ②地場産業の活性化 ③新規創業の支援	II	結婚・出産・子育ての希望をかなえる	①男女の出会いや結婚の支援 ②出産・子育て環境の整備・充実 ③仕事と家庭の両立の実現	III	地域の魅力を更に磨き、選ばれるまちを目指す	①都市部からの移住促進 ②地域の魅力を活かした交流の促進 ③郷土愛の育成・十日町ファンの拡大	IV	安心して暮らせる時代に合った地域をつくる	①時代に合った地域づくり ②安心して暮らせる地域づくり
基本目標		基本的方向																		
I	安定した就業の場を増やす	①農業の競争力強化 ②地場産業の活性化 ③新規創業の支援																		
II	結婚・出産・子育ての希望をかなえる	①男女の出会いや結婚の支援 ②出産・子育て環境の整備・充実 ③仕事と家庭の両立の実現																		
III	地域の魅力を更に磨き、選ばれるまちを目指す	①都市部からの移住促進 ②地域の魅力を活かした交流の促進 ③郷土愛の育成・十日町ファンの拡大																		
IV	安心して暮らせる時代に合った地域をつくる	①時代に合った地域づくり ②安心して暮らせる地域づくり																		
「歴史文化」に関連する内容	<p>基本目標Ⅲの基本的方向「②地域の魅力を活かした交流の促進」「③郷土愛の育成・十日町ファンの拡大」の中で、歴史文化に関連する具体的な施策が示されている。</p> <p>■基本的方向「②地域の魅力を活かした交流の促進」の概要・目的と具体的な施策</p> <p>&lt;概要・目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十日町市の魅力を活かし、友好都市や都市部との交流を図ります。地域の特性を活かした体験プログラムづくりや雪国観光圏など広域的な観光事業、スポーツを通じた交流活動を支援します。</li> <li>・大地の芸術祭は、現代アートを活用した地域づくりモデルとして国内外から高い評価を受けています。地域活性化や「協働のまちづくり」の観点から多くの市民の参加を促すとともに、「大地の芸術祭の里ブランド」の構築や外国人誘客を推進するため、観光情報の発信、受入れ態勢を強化します。</li> </ul> <p>&lt;具体的な施策&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 外国人観光客の誘客促進</li> <li>2) 都市部との交流促進</li> <li>3) 体験型観光や広域観光の推進</li> <li>4) スポーツ交流の促進</li> <li>5) 大地の芸術祭の推進</li> </ol> <p>■基本的方向「③郷土愛の育成・十日町ファンの拡大」の概要・目的と具体的な施策</p> <p>&lt;概要・目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさとを愛する心を育むため、地域資源の活用に加え、新たな教材の導入・活用や、親子で学ぶキャリア教育の更なる充実を図ります。</li> <li>・十日町市に魅力を感じ、大切に考えて応援してくれる人々との絆を深めるため、出身者団体や友好都市などの交流ネットワークの推進を図ります。</li> <li>・大地の芸術祭の運営をサポートする地元センターの拡大・育成やオフィシャルセンターの各種活動のバックアップを行います。</li> </ul> <p>&lt;具体的な施策&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ふるさとを愛する地域教育の充実</li> <li>2) 郷人会との連携促進</li> <li>3) 大地の芸術祭センターの活動促進</li> </ol>																			

## 才. 第3次十日町市生涯学習推進基本計画

策定者	十日町市教育委員会	策定・改正年	平成28年10月	対象期間	平成28~32年度											
目的等	平成24年に策定された第2次十日町市生涯学習推進基本計画の成果を踏まえ、これからの学び、地域づくり、人づくりのための基本方向を示すために策定するもので、教育機関、地域団体、民間企業などと連携を図りながら市民の生涯学習を効果的に推進するための指針とするもの。															
全体方針	<p>&lt;基本目標と施策の柱&gt;</p> <p>基本理念「はぐくみ 支えあい 学びあう 元気なまちづくり」の実現ため、3つ基本目標と施策の柱が設定されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>施策の柱</th> <th>施策の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本目標I いつでも、どこでも、誰でも学びあい</td> <td>施策の柱1 生涯にわたる学習機会の充実</td> <td>①家庭教育の充実 ②学校教育の充実 ③社会教育の充実</td> </tr> <tr> <td>基本目標II 気づき、学び、行動する地域づくり</td> <td>施策の柱2 多様な学習活動の充実</td> <td>①生涯スポーツ・健康づくりの推進 ②文化・芸術活動の推進 ③現代的な課題への取組</td> </tr> <tr> <td>基本目標III みんなが学びあう環境づくり</td> <td>施策の柱3 生涯学習推進体制の整備</td> <td>①学習成果活用のための環境整備・生涯学習推進のための人材育成 ②学習情報提供・学習相談体制の充実 ③生涯学習関係施設の整備 ④地域社会全体で学ぶ環境づくり</td> </tr> </tbody> </table>				基本目標	施策の柱	施策の方向	基本目標I いつでも、どこでも、誰でも学びあい	施策の柱1 生涯にわたる学習機会の充実	①家庭教育の充実 ②学校教育の充実 ③社会教育の充実	基本目標II 気づき、学び、行動する地域づくり	施策の柱2 多様な学習活動の充実	①生涯スポーツ・健康づくりの推進 ②文化・芸術活動の推進 ③現代的な課題への取組	基本目標III みんなが学びあう環境づくり	施策の柱3 生涯学習推進体制の整備	①学習成果活用のための環境整備・生涯学習推進のための人材育成 ②学習情報提供・学習相談体制の充実 ③生涯学習関係施設の整備 ④地域社会全体で学ぶ環境づくり
基本目標	施策の柱	施策の方向														
基本目標I いつでも、どこでも、誰でも学びあい	施策の柱1 生涯にわたる学習機会の充実	①家庭教育の充実 ②学校教育の充実 ③社会教育の充実														
基本目標II 気づき、学び、行動する地域づくり	施策の柱2 多様な学習活動の充実	①生涯スポーツ・健康づくりの推進 ②文化・芸術活動の推進 ③現代的な課題への取組														
基本目標III みんなが学びあう環境づくり	施策の柱3 生涯学習推進体制の整備	①学習成果活用のための環境整備・生涯学習推進のための人材育成 ②学習情報提供・学習相談体制の充実 ③生涯学習関係施設の整備 ④地域社会全体で学ぶ環境づくり														
「歴史文化」に関連する内容	<p>施策の柱2の「②文化・芸術活動の推進」の中で、歴史文化基本構想の策定を含めた歴史文化に関する施策の方向が示されている。</p> <p>■「②文化・芸術活動の推進」の施策の方向</p> <p>◆文化財の保存・活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護の基本的な構想として、平成29年末までに十日町市歴史文化基本構想を策定し、地域型での日本遺産認定を目指します。</li> <li>国宝・火焔型土器をはじめ、縄文文化の素晴らしさを広く内外に発信します。</li> <li>新博物館を建設し、文化財の保存・活用を推進します。</li> <li>地域の歴史や文化財を中心に、地域課題の掘り起こしを行う学習機会を提供します。</li> <li>博物館友の会「研究グループ」、「十日町市古文書整理ボランティア」、「笹山遺跡ボランティア」の活動を支援するとともに、市民ボランティアを活用し、博物館・情報館資料を協働して整理し、有効活用を図ります。</li> </ul> <p>◆市民の芸術文化活動の推進</p> <p>○芸術文化活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アートのかおるまちづくり事業を継続し、市民の芸術活動を推進します。また、インターネット等を通じて石彫作品を積極的にPRします。</li> <li>優れた音楽や美術作品などの鑑賞の機会を創出し、県展の誘致、市美術展の開催、市民音楽祭、市民演劇祭などの開催支援を行い、芸術文化意識の醸成を図ります。</li> </ul> <p>○（仮称）十日町市市民文化ホール・中央公民館建設の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年秋の完成を目指して（仮称）十日町市市民文化ホール・中央公民館を建設し、学習・発表・交流の機能を生かしながら、市民交流センター・市民活動センター等の関連施設と連携して市民の芸術文化活動を推進するとともに、市民の利用増進を図るためにより良い管理運営に努めます。</li> </ul> <p>◆伝統文化の保存・継承と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民が伝統文化に触れる機会を増やして、保存継承のための理解を促します。</li> <li>伝統文化の伝承者（団体）による、保存芸能に関する学習機会を小中学校や公民館などで開催し、次世代の継承者を育成していきます。</li> <li>文化協会連合会等と連携しながら、市内の伝統文化保存団体への活動支援を行います。</li> </ul>															

## 力. 第二次十日町市環境基本計画

策定者	十日町市	策定・改正年	平成 29 年 3 月	対象期間	平成 28~37 年度												
目的等	「十日町市住みよい環境づくり条例」に定める環境の保全に関する基本理念の実現に向けて、十日町市が実施する環境施策の具体的な展開内容と市民及び事業者の環境配慮指針を定めるために策定するもの。																
全体方針	<p>＜環境目標と方針＞</p> <p>十日町市が目指す環境像である「緑豊かで、潤いと安らぎのあるまち」の実現に向けて、5つの環境目標が設定され、それぞれの方針が示されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境目標</th><th>方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境目標 1 人と自然が調和する緑豊かな自然 共生社会づくり</td><td>方針 1 すべての生命を育む大地の保全 方針 2 生物多様性保全と持続的な利用 方針 3 命が繋がりあう棚田・里山の継承</td></tr> <tr> <td>環境目標 2 安心して暮らせる生活環境づくり</td><td>方針 1 公害のないまちづくりの推進 方針 2 災害に強く安心して暮らせるまちづくりの促進 方針 3 美しい環境を守り、育てる活動の促進</td></tr> <tr> <td>環境目標 3 心豊かな暮らしと文化を育む快適 環境づくり</td><td>方針 1 身近に自然と親しめる緑地・水辺環境の整備 方針 2 克雪・利雪対策の充実 方針 3 地域の文化的特色を活かした景観の保全・形成</td></tr> <tr> <td>環境目標 4 環境負荷をかけない低炭素・循環 型社会づくり</td><td>方針 1 再生可能エネルギーの最大限の創出 方針 2 省エネルギー・省資源化の促進 方針 3 ごみ減量化・リサイクルの推進 方針 4 地球温暖化対策の推進</td></tr> <tr> <td>環境目標 5 一人ひとりが環境保全に取り組む 社会づくり</td><td>方針 1 環境保全に対する意識啓発 方針 2 環境保全に対する市民・事業者・行政の協働 方針 3 環境に対する地域コミュニティの醸成 方針 4 環境に関する情報発信</td></tr> </tbody> </table>					環境目標	方針	環境目標 1 人と自然が調和する緑豊かな自然 共生社会づくり	方針 1 すべての生命を育む大地の保全 方針 2 生物多様性保全と持続的な利用 方針 3 命が繋がりあう棚田・里山の継承	環境目標 2 安心して暮らせる生活環境づくり	方針 1 公害のないまちづくりの推進 方針 2 災害に強く安心して暮らせるまちづくりの促進 方針 3 美しい環境を守り、育てる活動の促進	環境目標 3 心豊かな暮らしと文化を育む快適 環境づくり	方針 1 身近に自然と親しめる緑地・水辺環境の整備 方針 2 克雪・利雪対策の充実 方針 3 地域の文化的特色を活かした景観の保全・形成	環境目標 4 環境負荷をかけない低炭素・循環 型社会づくり	方針 1 再生可能エネルギーの最大限の創出 方針 2 省エネルギー・省資源化の促進 方針 3 ごみ減量化・リサイクルの推進 方針 4 地球温暖化対策の推進	環境目標 5 一人ひとりが環境保全に取り組む 社会づくり	方針 1 環境保全に対する意識啓発 方針 2 環境保全に対する市民・事業者・行政の協働 方針 3 環境に対する地域コミュニティの醸成 方針 4 環境に関する情報発信
環境目標	方針																
環境目標 1 人と自然が調和する緑豊かな自然 共生社会づくり	方針 1 すべての生命を育む大地の保全 方針 2 生物多様性保全と持続的な利用 方針 3 命が繋がりあう棚田・里山の継承																
環境目標 2 安心して暮らせる生活環境づくり	方針 1 公害のないまちづくりの推進 方針 2 災害に強く安心して暮らせるまちづくりの促進 方針 3 美しい環境を守り、育てる活動の促進																
環境目標 3 心豊かな暮らしと文化を育む快適 環境づくり	方針 1 身近に自然と親しめる緑地・水辺環境の整備 方針 2 克雪・利雪対策の充実 方針 3 地域の文化的特色を活かした景観の保全・形成																
環境目標 4 環境負荷をかけない低炭素・循環 型社会づくり	方針 1 再生可能エネルギーの最大限の創出 方針 2 省エネルギー・省資源化の促進 方針 3 ごみ減量化・リサイクルの推進 方針 4 地球温暖化対策の推進																
環境目標 5 一人ひとりが環境保全に取り組む 社会づくり	方針 1 環境保全に対する意識啓発 方針 2 環境保全に対する市民・事業者・行政の協働 方針 3 環境に対する地域コミュニティの醸成 方針 4 環境に関する情報発信																
「歴史文化」に関連する内容	<p>環境目標 3 「心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり」の方針 3 「地域の文化的特色を活かした景観の保全・形成」の中で、歴史文化基本構想の策定を含めた歴史文化に関する方針・施策が示されている。</p> <p>■方針 3 「地域の文化的特色を活かした景観の保全・形成」の施策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th><th>施策概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施策 1 街並み景観の整備</td><td>●十日町市中心市街地活性化計画に基づく各種事業や街並み景観再生事業を活用し、<u>地域の歴史・文化などを反映した街並みの形成</u>を促進します。</td></tr> <tr> <td>施策 2 農村景観の保全・形成</td><td>●中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業等の活用により、<u>農村景観の保全・形成</u>を推進します。</td></tr> <tr> <td>施策 3 歴史・文化遺産の保存と活用</td><td>●<u>有形・無形の各種文化財の保護と活用</u>を図るために<u>歴史文化基本構想</u>を策定し、<u>地域の誇りや資源として保護・活用</u>とともに、日本遺産認定を視野に入れ、内外に広く情報発信して誰もが多様な文化にふれあえるまちづくりを目指します。            ●<u>国宝出土地である市指定史跡の笹山遺跡を中核に据えた火縄の都計画</u>を推進し、縄文時代を体験・体感できる施設として<u>計画的に活用</u>していきます。            ●<u>歴史的建造物、神楽やまつりなどの伝統芸能や風習についても文化財指定を含め、保存と活用が同時にできる仕組みづくりについて研究</u>していきます。</td></tr> </tbody> </table>					施策	施策概要	施策 1 街並み景観の整備	●十日町市中心市街地活性化計画に基づく各種事業や街並み景観再生事業を活用し、 <u>地域の歴史・文化などを反映した街並みの形成</u> を促進します。	施策 2 農村景観の保全・形成	●中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業等の活用により、 <u>農村景観の保全・形成</u> を推進します。	施策 3 歴史・文化遺産の保存と活用	● <u>有形・無形の各種文化財の保護と活用</u> を図るために <u>歴史文化基本構想</u> を策定し、 <u>地域の誇りや資源として保護・活用</u> とともに、日本遺産認定を視野に入れ、内外に広く情報発信して誰もが多様な文化にふれあえるまちづくりを目指します。 ● <u>国宝出土地である市指定史跡の笹山遺跡を中核に据えた火縄の都計画</u> を推進し、縄文時代を体験・体感できる施設として <u>計画的に活用</u> していきます。 ● <u>歴史的建造物、神楽やまつりなどの伝統芸能や風習についても文化財指定を含め、保存と活用が同時にできる仕組みづくりについて研究</u> していきます。				
施策	施策概要																
施策 1 街並み景観の整備	●十日町市中心市街地活性化計画に基づく各種事業や街並み景観再生事業を活用し、 <u>地域の歴史・文化などを反映した街並みの形成</u> を促進します。																
施策 2 農村景観の保全・形成	●中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業等の活用により、 <u>農村景観の保全・形成</u> を推進します。																
施策 3 歴史・文化遺産の保存と活用	● <u>有形・無形の各種文化財の保護と活用</u> を図るために <u>歴史文化基本構想</u> を策定し、 <u>地域の誇りや資源として保護・活用</u> とともに、日本遺産認定を視野に入れ、内外に広く情報発信して誰もが多様な文化にふれあえるまちづくりを目指します。 ● <u>国宝出土地である市指定史跡の笹山遺跡を中核に据えた火縄の都計画</u> を推進し、縄文時代を体験・体感できる施設として <u>計画的に活用</u> していきます。 ● <u>歴史的建造物、神楽やまつりなどの伝統芸能や風習についても文化財指定を含め、保存と活用が同時にできる仕組みづくりについて研究</u> していきます。																

## キ. 十日町市中心市街地活性化基本計画

策定者	十日町市	策定・改正年	平成 29 年 3 月（変更）	対象期間	平成 25～29 年度												
目的等	中心市街地に活力を取り戻し、まちなかのにぎわいを、十日町市の元気へつなげていくことで「選ばれて住み継がれる十日町市」を創り出すために、市民・事業者・関係団体・行政などが今後概ね 5 年間の間に取り組む事業を計画としてまとめたもの。																
全体方針	<p>&lt;基本理念と基本方針&gt;</p> <p>活性化の基本理念を『「新たにぎわい』に満ちた「魅力あるまち」の創造～“安心・快適・ときめき”のまちづくり～』とし、その実現に向けた基本方針と目標が示されている</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本方針</th> <th colspan="2">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本方針① 雪国でも快適で安心して暮らし続けられるまち</td> <td>目標 1 暮らす人を増やす</td> <td>◆安心して快適に暮らす ◆安全で快適に移動する</td> </tr> <tr> <td>基本方針② 歩いて楽しいまち</td> <td>目標 2 訪れる人を増やす</td> <td>◆憩いの場をつくる ◆楽しく歩く環境をつくる ◆まちなかにアクセスしやすくする</td> </tr> <tr> <td>基本方針③ いきいきとまちづくり活動ができるまち</td> <td>目標 3 活動する人を増やす</td> <td>◆市民活動の拠点をつくる ◆市民活動を支援する</td> </tr> </tbody> </table>					基本方針	目標		基本方針① 雪国でも快適で安心して暮らし続けられるまち	目標 1 暮らす人を増やす	◆安心して快適に暮らす ◆安全で快適に移動する	基本方針② 歩いて楽しいまち	目標 2 訪れる人を増やす	◆憩いの場をつくる ◆楽しく歩く環境をつくる ◆まちなかにアクセスしやすくする	基本方針③ いきいきとまちづくり活動ができるまち	目標 3 活動する人を増やす	◆市民活動の拠点をつくる ◆市民活動を支援する
基本方針	目標																
基本方針① 雪国でも快適で安心して暮らし続けられるまち	目標 1 暮らす人を増やす	◆安心して快適に暮らす ◆安全で快適に移動する															
基本方針② 歩いて楽しいまち	目標 2 訪れる人を増やす	◆憩いの場をつくる ◆楽しく歩く環境をつくる ◆まちなかにアクセスしやすくする															
基本方針③ いきいきとまちづくり活動ができるまち	目標 3 活動する人を増やす	◆市民活動の拠点をつくる ◆市民活動を支援する															
「歴史文化」に関連する内容	<p>本計画では、各基本方針の目標達成のために展開する事業が示されており、事業の中には、産業・文化発信や市民活動の拠点整備等、歴史文化に関わる事業もあげられている。</p> <p>■目標達成のために展開する事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標 1 暮らす人を増やす</th> <th>目標 2 訪れる人を増やす</th> <th>目標 3 活動する人を増やす</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標達成のための主要事業</td> <td>目標達成のための主要事業</td> <td>目標達成のための主要事業</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆安心して快適に暮らす</li> <li>23. サービス付き高齢者住宅・ファミリー向け都市型住宅の整備事業</li> <li>24. まちなか居住共同住宅供給事業</li> <li>25. 克雪すまいづくり支援事業</li> <li>26. まちなか住み替え促進事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなか居住重点地区的居住促進（土地区画整理事業完了地区）</li> </ul> </li> <li>◆安全で快適に移動する</li> <li>4. 道路消雪施設整備事業</li> <li>5. 歩道照明設置事業</li> <li>6. 細街路整備事業</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆憩いの場をつくる</li> <li>11. 老人デイサービス施設整備・子育て支援施設整備事業</li> <li>12. 市民交流センター整備事業</li> <li>19. ラポート周辺地域活性化整備事業</li> <li>65. (仮称)障がい者支援センター整備事業</li> <li>◆楽しく歩く環境をつくる</li> <li>3. キナーレ南側進入路整備事業</li> <li>16. 石彫プロムナード活用事業</li> <li>18. まちなか「花の情報マップ」作成事業</li> <li>27. (仮称)産業・文化発信館整備事業</li> <li>28. 中心市街地にぎわい力アップ事業</li> <li>33. 中心市街地まちと個店の魅力掘り起し事業</li> <li>34. 中心市街地情報板設置事業</li> <li>57. 「とおかまちナビ」サービス事業</li> <li>◆まちなかにアクセスしやすくする</li> <li>1. 中心市街地駐車場整備事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型公益施設に付帯する駐車場整備事業</li> </ul> </li> <li>66. 中心市街地巡回バス実証実験事業</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民活動の拠点をつくる</li> <li>10. (仮称)十日町市市民文化ホール・中央公民館整備事業</li> <li>13. 市民活動センター・まちなか公民館整備事業</li> <li>◆市民活動を支援する</li> <li>2. コミュニティガーデン整備</li> <li>15. 市民の健康づくり推進事業</li> <li>54. 中心市街地活性化基金による市民活動支援事業</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>					目標 1 暮らす人を増やす	目標 2 訪れる人を増やす	目標 3 活動する人を増やす	目標達成のための主要事業	目標達成のための主要事業	目標達成のための主要事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆安心して快適に暮らす</li> <li>23. サービス付き高齢者住宅・ファミリー向け都市型住宅の整備事業</li> <li>24. まちなか居住共同住宅供給事業</li> <li>25. 克雪すまいづくり支援事業</li> <li>26. まちなか住み替え促進事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなか居住重点地区的居住促進（土地区画整理事業完了地区）</li> </ul> </li> <li>◆安全で快適に移動する</li> <li>4. 道路消雪施設整備事業</li> <li>5. 歩道照明設置事業</li> <li>6. 細街路整備事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆憩いの場をつくる</li> <li>11. 老人デイサービス施設整備・子育て支援施設整備事業</li> <li>12. 市民交流センター整備事業</li> <li>19. ラポート周辺地域活性化整備事業</li> <li>65. (仮称)障がい者支援センター整備事業</li> <li>◆楽しく歩く環境をつくる</li> <li>3. キナーレ南側進入路整備事業</li> <li>16. 石彫プロムナード活用事業</li> <li>18. まちなか「花の情報マップ」作成事業</li> <li>27. (仮称)産業・文化発信館整備事業</li> <li>28. 中心市街地にぎわい力アップ事業</li> <li>33. 中心市街地まちと個店の魅力掘り起し事業</li> <li>34. 中心市街地情報板設置事業</li> <li>57. 「とおかまちナビ」サービス事業</li> <li>◆まちなかにアクセスしやすくする</li> <li>1. 中心市街地駐車場整備事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型公益施設に付帯する駐車場整備事業</li> </ul> </li> <li>66. 中心市街地巡回バス実証実験事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民活動の拠点をつくる</li> <li>10. (仮称)十日町市市民文化ホール・中央公民館整備事業</li> <li>13. 市民活動センター・まちなか公民館整備事業</li> <li>◆市民活動を支援する</li> <li>2. コミュニティガーデン整備</li> <li>15. 市民の健康づくり推進事業</li> <li>54. 中心市街地活性化基金による市民活動支援事業</li> </ul>			
目標 1 暮らす人を増やす	目標 2 訪れる人を増やす	目標 3 活動する人を増やす															
目標達成のための主要事業	目標達成のための主要事業	目標達成のための主要事業															
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆安心して快適に暮らす</li> <li>23. サービス付き高齢者住宅・ファミリー向け都市型住宅の整備事業</li> <li>24. まちなか居住共同住宅供給事業</li> <li>25. 克雪すまいづくり支援事業</li> <li>26. まちなか住み替え促進事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなか居住重点地区的居住促進（土地区画整理事業完了地区）</li> </ul> </li> <li>◆安全で快適に移動する</li> <li>4. 道路消雪施設整備事業</li> <li>5. 歩道照明設置事業</li> <li>6. 細街路整備事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆憩いの場をつくる</li> <li>11. 老人デイサービス施設整備・子育て支援施設整備事業</li> <li>12. 市民交流センター整備事業</li> <li>19. ラポート周辺地域活性化整備事業</li> <li>65. (仮称)障がい者支援センター整備事業</li> <li>◆楽しく歩く環境をつくる</li> <li>3. キナーレ南側進入路整備事業</li> <li>16. 石彫プロムナード活用事業</li> <li>18. まちなか「花の情報マップ」作成事業</li> <li>27. (仮称)産業・文化発信館整備事業</li> <li>28. 中心市街地にぎわい力アップ事業</li> <li>33. 中心市街地まちと個店の魅力掘り起し事業</li> <li>34. 中心市街地情報板設置事業</li> <li>57. 「とおかまちナビ」サービス事業</li> <li>◆まちなかにアクセスしやすくする</li> <li>1. 中心市街地駐車場整備事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型公益施設に付帯する駐車場整備事業</li> </ul> </li> <li>66. 中心市街地巡回バス実証実験事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民活動の拠点をつくる</li> <li>10. (仮称)十日町市市民文化ホール・中央公民館整備事業</li> <li>13. 市民活動センター・まちなか公民館整備事業</li> <li>◆市民活動を支援する</li> <li>2. コミュニティガーデン整備</li> <li>15. 市民の健康づくり推進事業</li> <li>54. 中心市街地活性化基金による市民活動支援事業</li> </ul>															

## 十日町市歴史文化基本構想

- 発 行 平成 30 年 3 月 新潟県十日町市
- 編 集 十日町市教育委員会事務局文化スポーツ部文化財課  
〒948-0072 新潟県十日町市西本町 1 丁目 382 番地 1  
TEL 025-757-5531 FAX 025-757-6998
- 印 刷 株式会社 滝沢印刷

表紙と本文中の写真の一部は、(一社)十日町市観光協会及び大関義男氏から  
の提供を受けた。本書に掲載した写真を許可なく転載することを禁ずる。